

**国際馬術連盟**

# **馬場馬術規程**

**第26版**

2023年1月1日FEI施行

**公益社団法人 日本馬術連盟**

**本規程は英文版が原本となります。**

**本規程の英文と和文に差異がある場合には、英文が優先されます。**

## 目次

### 序文

#### FEI馬スポーツ憲章（馬のウェルフェアのために）

#### 第1章 競技会と競技

- 第400条 国際馬場馬術競技会の目的
- 第401条 国際馬場馬術競技会のカテゴリー
- 第402条 FEI選手権大会－シニア選手
- 第403条 FEI選手権大会－ユースカテゴリー
- 第404条 馬場馬術課目
- 第405条 参加と出場資格
- 第406条 可能な日程構成－概要
- 第407条 可能な日程構成－シニア競技会
- 第408条 可能な日程構成－ユース競技会
- 第409条 コンソレーション競技（シニアとユース）
- 第410条 可能な日程構成－ヤングホース対象の競技
- 第411条 アリーナとフットイング

#### 第2章 参加申込と出場選手

- 第412条 招待と参加申込
- 第413条 交代
- 第414条 エントリー代
- 第415条 経費と特典
- 第416条 出場人馬の申告
- 第417条 スタートティングオーダーの抽選

#### 第3章 競技、採点と成績

- 第418条 競技前のウォームアップ
- 第419条 競技課目の実施
- 第420条 時間と技術的不備
- 第421条 審査用紙
- 第422条 ペーパーレス審査
- 第423条 採点
- 第424条 ペナルティ－経路違反－失権
- 第425条 成績とスコア計算
- 第426条 成績の発表
- 第427条 表彰
- 第428条 賞金と褒賞

#### 第4章 選手

- 第429条 年齢
- 第430条 外国人選手

第 431 条 服装

第 432 条 名誉バッジ

## 第 5 章 馬／ポニー

第 433 条 馬／ポニーの年齢

第 434 条 馬装－装具

第 435 条 ホースインスペクション－獣医検査

第 436 条 馬のパスポート

第 437 条 馬の薬物規制

第 438 条 馬への虐待行為

第 439 条 馬のスクーリング

## 第 6 章 役員

第 440 条 審判員のカテゴリー

第 441 条 競技場審判団

第 442 条 ジャッジ・スーパーバイザー・パネル (JSP)

第 443 条 スチュワード

第 444 条 技術代表

第 445 条 獣医師代表と獣医師代表団

第 446 条 役員に対する指針

第 447 条 利益相反

第 448 条 規範

第 449 条 FEI 役員への立替清算と日当

付則 1 馬場馬術アリーナ .....

付則 2 貸与馬で行う CDI/CDIO の指針 .....

付則 3 アマチュア .....

付則 4 ダービー .....

付則 5 制裁措置－要約 .....

## 序 文

本馬場馬術競技会規程は 2023 年 1 月 1 日発効の第 26 版である。

これ以前に出されている同様の内容を網羅する他のすべての規則（旧版とその他すべての公式文書）を本規程に置き換える。

本規程は、国際馬術連盟（FEI）が統括する国際馬場馬術競技会の詳細な規則を定めるものであるが、定款や一般規程、獣医規程、その他すべての FEI 諸規程の併読が必要である。

この馬場馬術規程にあらゆる事態を想定して記載することは不可能である。不測の事態や例外的な状況下では、できる限りこの馬場馬術規程と FEI 一般規程の趣旨に沿い、スポーツマン精神に則って決定をくださるのが競技場審判団、あるいは該当する人物もしくは組織の任務である。この馬場馬術規程に記載漏れがある場合には、本馬場馬術規程のその他の条項と他の FEI 諸規程と最大限整合性をとり、スポーツマン精神に則って解釈すべきである。

大文字記載の用語は馬場馬術規程、FEI 一般規程、あるいは定款にその定義を示す。

# FEI 馬スポーツ憲章

## 馬のウェルフェアのために

国際馬術連盟（FEI）は、国際的な馬スポーツに係わるすべての者が、FEI 馬スポーツ憲章を順守し、いかなる場合にも馬のウェルフェアが最優先されることに同意し、これを受け入れることを求める。馬のウェルフェアよりも、競技の勝敗または商業的な側面に重きを置くことがあってはならない。以下の要点を特に順守しなければならない。

### 1. ウェルフェア概要：

#### a) 良質な管理

馬を最上の状態で管理するには厩舎設備および飼料給与が不可欠である。清潔で良質な飼料、飼料、水が常に与えられなければならない。

#### b) トレーニング方法

馬は当該種目で求められる身体能力および技術に応じたトレーニングを受けるべきである。馬を虐待するような方法または恐怖を与える方法を用いてはならない。

#### c) 装蹄および馬装具

フットケアおよび装蹄は高い水準になければならない。馬装具は傷害や外傷のリスクを避けるようにデザインされ、つくられていなければならない。

#### d) 輸送

輸送中は、馬の傷害やその他の健康被害に対して十分な対策がとられていなければならない。車両は安全、良好な換気、高水準の整備、常に清潔な状態で、かつ適格なドライバーが運転しなければならない。馬を正しく扱える者が、常に馬の管理のために同行していること。

#### e) 移動

すべての輸送は最新の FEI ガイドラインに則って綿密に計画され、定期的に飼料および水を給与するための休憩時間をとらなくてはならない。

### 2. 競技参加適性：

#### a) 競技参加への適性と能力

競技への参加は、十分な能力を備えた競技参加適性のある馬および選手に限定されなければならない。トレーニングから競技参加までの間には、馬に適当な休養期間を与えなければならない。輸送後にも休養期間を与えるべきである。

#### b) 健康状態

競技参加適性がないと判断された馬は、競技への参加または参加の継続をすることはできない。その馬の参加適性に疑義のある場合には獣医師のアドバイスを求めること。

#### c) ドーピングと薬物

ドーピング行為および薬物の不法使用またはそれらの行為を意図することは、ウェルフェアに係わる深刻な問題であり、認められていない。いかなる獣医学的な治療であっても、治療後には競技の前に完全に回復するだけの十分な時間が必要である。

#### d) 外科的処置

競技馬のウェルフェアあるいは他馬および／または選手の安全をおびやかすあらゆる外科的処置は認められていない。

#### e) 妊娠牝馬／出産直後の牝馬

妊娠 4 ヶ月以降または仔馬を伴っている牝馬は競技に参加させてはならない。

f) 扶助の誤用

馬に対して過剰な負担となる騎乗あるいは器具（鞭や拍車など）による過剰な扶助は認められていない。

**3. 競技会が馬のウェルフェアを損なってはならない：**

a) 競技場

馬は適当かつ安全な路面上で馬のトレーニングと競技を行わなければならない。すべての障害物および競技環境は馬の安全を考慮してデザインしなければならない。

b) 路面

馬の通行路や、トレーニングあるいは競技を行う馬場の路面はすべて、傷害を引き起こす要因を取り除いてデザイン、維持されていなければならない。

c) 異常な気象条件

馬のウェルフェアあるいは安全が確保できない気象条件の下では、競技を実施してはならない。競技参加後の馬のために、馬体を冷やす環境および設備を整えなければならない。

d) 競技会場の厩舎

馬房は安全かつ衛生的で、換気が良く、快適であり、馬の品種と性質に適応できるだけの十分な広さがなければならない。水の使える洗い場が常設されていなければならない。

**4. 馬の人道的な扱い：**

a) 獣医学的治療

競技会においては常に獣医学的な専門技術が提供されるべきである。もし馬が競技中に受傷、あるいは疲弊した場合、選手は競技を中止し、獣医師の診断を受けなければならない。

b) 救急センター

必要であれば、さらなる検査および治療のために、馬は救急車で最寄りの治療施設に搬送されなければならない。受傷した馬には輸送前に最大限の手当てを施すこと。

c) 競技におけるケガ

競技中に発生した傷害については調査が行われるべきである。競技場路面の状態、競技出場の頻度、その他の危険要因について、傷害の発生を最小限に食い止めるために、注意深く調査しなければならない。

d) 安楽死

傷害が重篤なものである場合、その馬は可及的速やかに獣医師によって安楽死処置を行う必要がある。安楽死は苦痛を最小限にする人道的な方法で行われなければならない。

e) 引退

競技から引退した馬は、人道的に扱われなければならない。

**5. 教育：**

FEI は馬術スポーツに係わるすべての者が、競技馬のケアおよび管理に関する知識について、可能な限り高いレベルの教育を受けることを推進する。

馬のウェルフェアのための馬スポーツ憲章は、あらゆる意見を受け入れて、適宜改正される。新しい研究成果に注目するとともに、FEI はウェルフェアに関する研究のための助成およびサポートをいっそう促進する。

## 第1章 競技会と競技

### 第 400 条 国際馬場馬術競技会の目的

FEIは馬術を乱用から守り、その原理を純粹に維持して馬場馬術の原理が次世代のアスリートへそのまま受け継がれるようにするため、1929年に国際馬場馬術競技会を創設した。

### 第 401 条 国際馬場馬術競技会のカテゴリー

#### 1. シニア選手対象の競技会の種類：

FEI一般規程に従い、国際馬場馬術競技会はCDI1\*～CDI5\*、CDI-W、CDIO1\*～CDIO5\*、CDIO-NC、CDIYH、CDIAm、FEI選手権大会、地域大会、オリンピック大会に分類され、以下の条項に記載する諸規定に従って開催しなければならない。ただし、オリンピック大会やパラリンピック大会のように競技会の先行規程に記載がある場合を除く。

#### 1.1 ユースカテゴリー競技会の種類：

国際競技会（CDIY、CDIJ、CDIP、CDICh-A、CDICh-B（貸与馬）、CDIU25）、公式国際競技会（CDIOY、CDIOJ、CDIOP、CDIOCh、CDIOU25）、大陸選手権大会および地域選手権大会。

#### 2. 国内競技会（CDN） FEI一般規程を参照のこと。

#### 3. CDI-W（予選と決勝） FEIワールドカップ予選と決勝：FEIウェブサイトで公開されているFEIワールドカップ™馬場馬術規程を参照のこと。

3.1 日程が重複した場合、同じリーグではCDI-W予選がCDI4\*およびそれ以上のCDIよりも優先される。

3.2 CDI5\*、CDIO5\*あるいはそれ以上の競技会をFEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルと同一日程で行うことは認められない。原則として、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルの開催前2週間はCDI-Wを一切開催できない。

4. CDI/CDI-W/CDIU25/CDIY/CDIJ/CDIP/CDICh/CDIAmにおいて、非公式団体競技は認められない。公式団体競技についてはCDIOとCDIO-NCを参照のこと。

4.1 CDI5\*/CDIO5\*あるいはCDI-W（西ヨーロッパにおいてのみワールドカップ予選）を開催するには、組織委員会は先ずCDI4\*/CDIO4\*を開催し、良好な運営状況を示す公式FEI報告書を提出しなければならない。

#### 5. CDIO

5.1 CDIO-NCについてはFEI馬場馬術ネーションズカップ規程を参照のこと。

5.1.1 CDIO（non-NC）は1\*、2\*、3\*、4\*、5\*およびユースカテゴリーで開催が可能である。

5.1.2 CDIOとしての開催には、開催国NFを入れて6チーム以上を招待し（1NFにつき1チーム）、チームを派遣する3NF以上が最初のホースインスペクションに臨場しなければならない。

5.2 優先順位 FEI一般規程に基づき、CDIO3\*~CDIO5\*はすべてのCDI競技会よりも優先される。同一大陸で開催するCDIOシニア競技会は日程重複が認められない。

### 5.3 団体競技

5.3.1 団体競技として認定を受けるには、公式団体競技の実施を予定しなければならない。チーム構成は同一国籍の選手3名以上、4名以内とする。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

### 5.4 CDIOのカテゴリー：

カテゴリー	賞金	賞金額
CDIO1*	任意	14,999スイスフランまで
CDIO2*	任意	32,999スイスフランまで
CDIO3*	任意	49,999スイスフランまで
CDIO4*	必須	50,000~99,999スイスフラン
CDIO5*	必須	100,000スイスフラン以上

### 5.5 個人選手

チームを派遣できないNFは1名あるいは2名の個人選手を参加申込できる。

5.6 CDIO-NCでは、同一NFからチームに加えて個人選手の追加参加は認められない。Non-NC CDIOについては、チーム派遣するNFは追加で1名の個人選手を参加申込できる。

## 6. FEI選手権大会

天候状態により屋内競技とすることを余儀なくされた場合を除き、FEI選手権大会は屋外で開催しなければならない。

6.1 大陸大会（ヨーロッパを除く）／地域選手権大会／大会 これらの競技会規程（テクニカル・ハンドブック）はFEIの承認を受けなければならない。

6.1.1 シニアについては、開催方式をCDIO1\*、CDIO2\*あるいはCDIO3\*のいずれかから選択することができ、2段階まで異なるレベルで競う選手の混合チームを含めることができる。これについては、当該選手権大会／大会の特別規程（テクニカル・ハンドブック）およびFEI承認の実施要項に定めていなければならない。

6.2 オリンピック大会 FEIウェブサイトにて別に公表されるオリンピック大会の馬術競技会規程を参照のこと。



## 7. シニア競技会と競技：

競技会	出場資格最低要件	選手の年齢	馬の年齢	賞金	大勒頭絡/ 水勒頭絡	競技課目	競技会での 出場資格
CDI1*/ CDIO1*	最低要件なし	16歳以上	7歳以上	CDI1*: 最低要件なし CDIO1*:14,999スイスフランまで	水勒頭絡 あるいは 大勒頭絡	セントジョージ章典、インターメディエイトI、自由演技インターメディエイトI	予選課目にて60%以上の獲得で決勝課目へ出場可能
CDI2*/ CDIO2*	最低要件なし	16歳以上	8歳以上	CDI2*: 最低要件なし CDIO2*:32,999スイスフランまで	水勒頭絡 あるいは 大勒頭絡	インターメディエイトA、インターメディエイトB、インターメディエイトII、自由演技インターメディエイトA/B、グランプリ <sup>1</sup>	予選課目にて60%以上の獲得で決勝課目へ出場可能
CDI3*/ CDIO3*	最低要件なし	16歳以上	8歳以上	CDI3*:23,999スイスフランまで CDIO3*:49,999スイスフランまで	大勒頭絡	グランプリ、グランプリスペシャル、自由演技グランプリ	予選課目にて60%以上の獲得で決勝課目へ出場可能
CDI4*/ CDIO4*	人馬コンビネーションはCDI3*にて出場資格の獲得が必須（グランプリかグランプリスペシャル1回にて63%）	16歳以上	8歳以上	CDI4*:24,000スイスフラン以上、89,999スイスフランまで  CDIO4*:50,000スイスフラン以上、99,999スイスフランまで	大勒頭絡	グランプリ、グランプリスペシャル、自由演技グランプリ	予選課目にて65%以上の獲得で決勝課目へ出場可能

<b>CDI5*/ CDIO5*</b>	人馬コンビネーションはCDI3*あるいはCDI4*にて出場資格の獲得が必須（グランプリかグランプリスペシャル1回にて65%）	16歳以上	8歳以上	CDI5*:90,000スイスフラン以上  CDIO5*:100,000スイスフラン以上	大靱頭絡	グランプリ、グランプリスペシャル、自由演技グランプリ	予選課目にて65%以上の獲得で決勝課目へ出場可能
<b>CDI-W WEL</b>	人馬コンビネーションはCDI3*、CDI4*あるいはCDI5*にて出場資格の獲得が必須（グランプリかグランプリスペシャル1回にて65%）	16歳以上	8歳以上	ショートグランプリ/グランプリ:15,000ユーロ 自由演技グランプリ:50,000ユーロ	大靱頭絡	グランプリあるいはショートグランプリ、自由演技グランプリ	最初の課目にて65%以上の獲得で2番目の課目へ出場可能
<b>CDI-W CEL NAL PAL</b>	適用なし	16歳以上	8歳以上	最低要件なし	大靱頭絡	グランプリあるいはショートグランプリ、自由演技グランプリ	最初の課目にて60%以上の獲得で2番目の課目へ出場可能
<b>グランプリレベルでのFEI選手権大会</b>	出場最低要件	16歳以上	8歳以上	開催国合意に従う	大靱頭絡	グランプリ、グランプリスペシャル、自由演技グランプリ	適用なし

CDI2\*/CDIO2\*グランプリ<sup>1</sup>：出場最低要件あるいはFEI馬場馬術世界ランキングポイントにはカウントされない。

## 8. ユース競技会と競技：

カテゴリー	出場資格 最低要件	選手の年齢	馬の年齢	賞金	大勒頭絡／水勒頭絡	競技課目
チルドレン	適用なし	12-14歳	6歳以上	最低要件なし	水勒頭絡	プレリミナリーA プレリミナリーB 団体 個人
ジュニアライダー	適用なし	14-18歳	6歳以上	最低要件なし	水勒頭絡あるいは大勒頭絡	プレリミナリー 団体 個人 自由演技
ヤングライダー	適用なし	16-21歳	7歳以上	最低要件なし	水勒頭絡あるいは大勒頭絡	プレリミナリー 団体 個人 自由演技
U25	適用なし	16-25歳	8歳以上	最低要件なし	インターメディエイトIIは水勒頭絡あるいは大勒頭絡、グランプリ16-25と自由演技グランプリは大勒頭絡	インターメディエイトII グランプリ16-25 自由演技グランプリ
ポニーライダー	適用なし	12-16歳	6歳以上	最低要件なし	水勒頭絡	プレリミナリー 団体 個人 自由演技

### 第402条 FEI選手権大会－シニア選手

#### 1. FEI世界選手権大会と大陸選手権大会

1.1 オリンピック大会と次のオリンピック大会との間の偶数年に4年に一回、FEI一般規程に定める優先順位に従って、FEI世界個人および団体馬場馬術シニア選手権大会が割りあてられる。

。

1.2 オリンピック大会と次のオリンピック大会との間の奇数年に2年に一回、FEI一般規程に定める優先順位に従って、FEI大陸個人および団体シニア馬場馬術選手権大会が割りあてられる。

。

1.3 FEI選手権大会はFEI一般規程と馬場馬術規程に準拠して開催しなければならない。

#### 1.4 最少催行人数：

1.4.1 FEI世界選手権大会は、少なくとも6NFが1回目のホースインスペクションにチームを臨場させた場合にのみ開催できる。

1.4.2 FEI大陸選手権大会は、少なくとも3NFおよび／または地域チームが1回目のホースインスペクションにチームを臨場させた場合にのみ開催できる。

1.4.3 メダルはFEI承認の通り、FEI大陸選手権大会と他のFEI選手権大会におけるチームおよび個人選手に授与される。

1.5 FEI世界および大陸選手権大会は、他のすべての国際馬場馬術競技会よりも優先される。

1.6 オリンピック大会、世界選手権大会、および同一大陸での大陸選手権大会の開催前2週間は、いかなるFEIワールドカップ™馬場馬術競技、CDI5\*/CDIO5\*あるいはCDI4\*/CDIO4\*競技会も開催できない。該当する選手権大会の組織委員会と合意のうえ、FEI理事会が本規定の例外を設けることある。

## 2. FEI世界および大陸シニア選手権大会開催方式

2.1 グランプリ（チーム選手権競技）、グランプリスペシャル（個人競技）、自由演技グランプリ（個人競技）でFEI選手権大会を構成する。

2.2 3競技すべてにおいてメダルが授与される。

### 2.3 グランプリレベルでのFEI世界および大陸選手権大会の競技開催方式：

競技	馬場馬術課目	参加
団体競技	グランプリ	参加申込した選手全員
個人競技	グランプリスペシャル	グランプリでの上位30名が対象
個人自由演技	自由演技グランプリ	グランプリスペシャルにて第18位で同点の選手を含む上位第18位までが対象

2.4 各国につき上位選手3名のみが個人自由演技（自由演技グランプリ）に出場できる。

2.5 休養日を設ける場合は、第2競技と第3競技の間に設定することが望ましい。

2.6 選手権大会においてチーム選手権以外のCDIO開催は認められず、また選手は各競技で2頭以上の馬にて出場することはできない。

### 3. FEI大陸選手権大会／大会（ヨーロッパ選手権大会を除く）

3.1 FEI大陸選手権大会／大会（ヨーロッパ選手権大会を除く）は、FEIの事前承認を得た場合にのみCDIO1\*、CDIO2\* または CDIO3\* レベルで開催できる。

3.2 競技開催方式：

競技	馬場馬術課目	参加
団体競技	CDIO*レベルによる	参加申込した選手全員
個人競技	CDIO*レベルによる	選手全員、あるいは第1競技での上位30名が対象
個人自由演技	CDIO*レベルによる	第2競技にて第18位で同点の選手を含む上位18位までが対象

3.3 混合チーム：第401条6を参照

### 第403条 FEI選手権大会－ユースカテゴリー

#### 1. 概要

1.1 選手権大会はFEI一般規程および馬場馬術規程を厳格に順守して開催しなければならない。

1.2 FEI選手権大会は学校の長期休暇中に開催しなければならない。

#### 1.3 最少催行人数：

1.3.1 大陸選手権大会は、少なくとも3NFおよび／または地域チームが1回目のホースインスペクションに臨場した場合にのみ開催できる。

1.3.2 ヨーロッパ域外におけるU25、ヤングライダー、ジュニア、チルドレン、ポニーライダー対象の大陸選手権大会／大会は、少なくとも2NFの参加があれば地域チームの数に関わらず開催できる。

1.4 これらのFEI選手権大会は他のすべての国際馬場馬術競技会よりも優先される。

1.5 これらのFEI選手権大会の開催前2週間（FEI大陸選手権大会についてはFEI選手権大会が開催される大陸において）は、いかなる CDIO も認可されない。該当する選手権大会の組織委員会と合意のうえ、FEI理事会が本規定の例外を設けることある。

1.6 賞金が授与されない場合は、エントリー料および出場料を徴収してはならない。FEIはこれらのFEI選手権大会について、毎年、グローバルエントリー料の上限を規定する場合がある。

1.7 選手権大会においてチーム選手権以外のCDIO開催は認められず、また選手は各競技にて2頭以上の馬で出場することはできない。

## 2. U25、ヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー

2.1 団体競技、個人競技および自由演技課目（個人競技）でFEI選手権大会を構成する。

2.2 3競技すべてにおいてメダルが授与される。

2.3 競技開催方式：

競技	馬場馬術課目*	参加
団体競技	団体競技課目	選手全員が対象
個人競技	個人競技課目	団体競技を優良な成績で終えた選手全員（成績とランキングにカウントされる）が対象
個人自由演技	自由演技競技課目	個人競技にて第18位で同点の選手を含む上位第18位までが対象

\*ユースカテゴリーに従う。

2.4 各国につき上位選手3名が個人自由演技に出場できる。

2.5 休養日を設ける場合は、第2競技と第3競技の間に設定することが望ましい。

## 3. チルドレン

3.1 プレリミナリーB競技、団体競技および個人競技でFEIチルドレン選手権大会の競技を構成する。

3.2 団体競技と個人競技（2競技）においてメダルが授与される。

3.3 競技開催方式：

競技	馬場馬術課目*	参加
第1競技**	プレリミナリーB	選手全員が対象
団体競技	団体課目	第1競技に出場した選手全員が対象
個人競技	個人課目	団体競技にて第18位で同点の選手を含む上位第18位までが対象

\*\*第1競技ではメダルの授与はない。

3.4 各国につき上位選手3名のみが個人課目に出場できる。

3.5 休養日を設ける場合は、第2競技と第3競技の間に設定することが望ましい。

## 第404条 馬場馬術課目

1. 各競技にはそれぞれの指定課目がある。公式馬場馬術課目はFEIの権限をもって公表され、決してFEIの許可なく変更したり、簡略化することはできない。

2. FEI馬場馬術課目はFEIウェブサイトに掲載されている ([link](#)) 。

2.1 FEI馬場馬術課目は以下のカテゴリーの通り：

カテゴリー
シニア対象の馬場馬術課目
馬場馬術課目－自由演技
馬場馬術課目－U25
馬場馬術課目－ヤングライダー
馬場馬術課目－ジュニア
馬場馬術課目－ポニーライダー
馬場馬術課目－チルドレン
馬場馬術課目－ヤングホース
馬場馬術課目－地域大会

## 3. 特定要件

3.1 難度：選手権大会、大会（Games）、ファイナル、CDI5\*およびシニア・グランプリレベルでのCDI-W WELではFEI自由演技難度（DOD）を採用しなければならない。このシステムはCDI/CDIOにおいて、組織委員会の判断でグランプリレベルの競技に採用できる。採用する場合はFEI承認の実施要項にて公表しなければならない。FEIウェブサイトで公開されているFEI自由演技システム適用ガイドラインを参照のこと。

3.2 他の課目 FEI馬場馬術競技会では、公式なFEI馬場馬術課目以外の課目を使用することはできない。組織委員会が新たな課目あるいは競技開催方式を試用したい場合は、CDI以外のシヨウクラスで行うことができる。

3.3 ユース対象の馬場馬術課目は、事前にFEIの許可を得てシニア競技に採用することができる。参加条件は馬場馬術規程第405条に明記されている通りとする。FEI世界馬場馬術チャレンジ課目にもこれを適用する

## 第 405 条 参加と出場資格

### 1. 参加

1.1 選手の年齢カテゴリー：第5章を参照

1.2 パラ馬場馬術選手は、FEIパラ馬術選手マスターリストおよび標準的補助器具に定める個々

の障害程度に応じた補助器具を使用し、FEI馬場馬術競技に出場することが認められる（FEIパラ馬場馬術規程を参照）。

1.3 男女を分けた競技は認められない。

## 2. 選手権大会と大会（Games）

2.1 参加申込を行ったすべての選手／馬コンビネーションはFEI発表の資格基準を遵守しなければならない。

### 3. 1競技につき選手が騎乗できる馬の頭数

3.1 すべてのCDI競技会において、各競技で選手が騎乗できる馬の頭数は組織委員会の判断に任される。ただし自由演技課目あるいは決勝とみなされる課目、およびグランプリスペシャルでは各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

3.2 すべてのCDIOにおいて、選手は1頭の馬にのみ騎乗できる。

3.3 特殊な状況として、予選競技への参加申込および実際に出場する人馬コンビネーションが18組未満であるCDIの場合、組織委員会は予選競技で2頭に騎乗する選手が自由演技競技あるいは決勝とみなされる課目へこの2頭で出場できるよう、FEIへ特別許可を申請することができる。これが認められれば、この2頭とも世界馬場馬術ランキングリストのポイントを獲得できる。グランプリスペシャルについてもこの条件を適用する。このような特別許可は承認済み実施要項に記載されていない限り認められない。

3.4 第1競技で各選手に2頭以上の騎乗を認める場合でも、その後、参加申込締切日までに予想以上のノミネートエントリーがあった場合には、この許可を取り下げることがある旨の条項をFEI実施要項に記載することが望ましい。

3.5 馬1頭のみでの参加が認められる自由演技課目あるいは決勝とみなされる課目の予選で、選手が馬2頭にて予選通過した場合、選手はどちらの馬で出場するかを選択できる。

3.6 馬／ポニーは、国際馬場馬術競技会において1日に1競技にのみ参加することができ、また各国際馬場馬術競技会において1レベル／年齢カテゴリーでのみ出場が可能である。また馬は同一競技会でのホースインスペクション開始時刻から最後の国際競技終了の翌日まで、国内馬場馬術競技／競技会に出場することはできない。

## 第406条 可能な日程構成－概要

### 1. タイムテーブル

1.1 馬場馬術競技実施中に設ける小休止あるいは休憩は、いかなる場合も2時間（昼食など）



を限度とし、また他の競技をその間に入れてはならない。異例の状況下においてのみ、FEI本部（FEIへ書面にて要請を提出）により本規定の例外が認められることがある。競技の分割時間帯に小規模な競技を入れる場合は、別の審判団による審査を行うこととする。

1.2 1競技の出場選手数が約40名を超える場合、組織委員会はこの競技を2日間に分けるか、あるいは別個の2競技として実施しなければならない。選手が80名を超える異例の場合は、FEIが事態解決の最終判断を行う。

1.3 予定されたタイムテーブルを変更する場合は、FEIの承認を受けなければならない。

## 第407条 可能な日程構成－シニア競技会

### 1. CDI1\*

1.1 可能な日程構成：

競技 1	競技 2	競技 3
セントジョージ賞典	インターメディエイトI（決勝）	--
セントジョージ賞典	自由演技インターメディエイトI（決勝）	--
セントジョージ賞典	インターメディエイトI	自由演技インターメディエイトI（決勝）
セントジョージ賞典	インターメディエイトIあるいは自由演技インターメディエイトIの選択（決勝）	--

1.2 **セントジョージ賞典**：この競技は実施が必須であり、すべての馬に参加資格がある。

1.3 **インターメディエイトI**：この競技はすべての馬に参加資格を与えるか、あるいはインターメディエイトIを最終課目として実施する場合は、セントジョージ賞典で予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションに参加資格を与えなければならない。インターメディエイトIを必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。

1.4 **自由演技インターメディエイトI**：この競技は、セントジョージ賞典あるいはインターメディエイトI競技の後にのみ実施できる。自由演技インターメディエイトIには、セントジョージ賞典あるいはインターメディエイトI競技で予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションに参加資格を与えることとする。

1.5 自由演技を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。自由演技への出場資格ミニマムスコアを採用しなければならない。

## 2. CDI2\*

### 2.1 可能な日程構成：

**インターメディエイトA、インターメディエイトB、インターメディエイトII、自由演技インターメディエイトA/B**

2.2 2課目以上、3課目までの実施が可能である。どのような課目の組み合わせも可能であるが、いずれの課目も実施は1回のみで、上記リストに示す難度の低いものから実施する。自由演技インターメディエイトA/Bを行う場合は最終課目として行わなければならない。

2.3 第1競技はすべての馬に参加資格を与えなければならない。

2.4 第2競技はすべての馬に参加資格を与えるか、あるいはこれを最終競技とする場合は第1競技で予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションに参加資格を与えなければならない。第2競技を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。

2.5 第3競技：この競技は第2競技で予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションに参加資格を与える。第3競技を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。出場資格ミニマムスコアを採用しなければならない。

### 2.6 グランプリの可能な日程構成：

**インターメディエイトII、グランプリ**

2.6.1 1課目以上、2課目までの実施が可能である。1課目を実施する場合はグランプリでなければならない。2課目を実施する場合の組み合わせはインターメディエイトIIと、2課目目であり最終競技としてのグランプリでなければならない。

2.6.2 第1競技はすべての馬に参加資格を与えなければならない。

2.6.3 第2競技はすべての馬に参加資格を与えるか、あるいはこれが第2競技として予定されている場合は第1競技で予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションに参加資格を与えなければならない。第2競技を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。

## 3. CDI3\*-CDI4\*およびCDI5\*

### 3.1 可能な日程構成：

競技1	競技2（決勝）
グランプリ	--
グランプリ	グランプリスペシャルか自由演技グランプリを選択
グランプリ	グランプリスペシャル
グランプリ	自由演技グランプリ

3.2 **グランプリ** この競技はすべての馬に参加資格がある。

3.3 **グランプリスペシャル** グランプリスペシャルはグランプリ競技の後にのみ実施を設定できる。グランプリスペシャルへの出場意思を申告した人馬で、グランプリ競技にて予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬を対象としてグランプリスペシャルを実施しなければならない。予選を通過した人馬が6組未満だった場合は全員が出場できる。予選のグランプリに30組以上の人馬コンビネーションが出場している場合、組織委員会はグランプリスペシャルへ15組以上の人馬を出場させなければならない。グランプリスペシャルへの予選通過意思を表明した選手については、出場資格を得た場合にこの競技へ出場する義務が生じる。選手は1頭の馬でのみ出場できる。

3.3.1 病気などの正当な理由による出場辞退があった場合は、グランプリ成績で次点の人馬コンビネーションが繰り上がる。

3.4 **自由演技グランプリ** 自由演技グランプリ課目はグランプリ競技の後にのみ実施を設定できる。自由演技グランプリ競技へは、グランプリ競技で予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションが出場できる。予選を通過した人馬が6組未満だった場合は全員が出場できる。予選のグランプリに30組以上の人馬コンビネーションが出場している場合、組織委員会は自由演技グランプリへ15組以上の人馬を出場させなければならない。自由演技グランプリへの予選通過意思を表明した選手については、出場資格を得た場合にこの競技へ出場する義務が生じる。選手は1頭の馬でのみ出場できる。

3.4.1 病気などの正当な理由による出場辞退があった場合は、グランプリ成績で次点の人馬コンビネーションが繰り上がる。

3.5 ヨーロッパ域外および北米で行われるCDI3\*およびそれ以上の競技会では、選手はグランプリレベルの3クラスに出場できる（グランプリ、グランプリスペシャル、自由演技グランプリ）。グランプリとグランプリスペシャルは選手全員に参加資格がある。自由演技グランプリは、グランプリスペシャルで予選通過した上位6組以上、18組まで（第18位で同点の人馬を含める）の人馬コンビネーションのみ出場できる。

3.6 選択：3競技を行うCDIでは、選手は遅くともデフィニットエントリー期日までに、後続

の2競技のうちどちらへの出場を希望するかを申請しなければならない。組織委員会が認めた場合、選手は第1選択と第2選択を提出できる（例：選手は第1選択として自由演技グランプリ、第2選択としてグランプリスペシャルを選択）。また組織委員会が第1競技の成績に基づいて選手を振り分けることもできる。第1競技の終了後に2つの競技のいずれかに希望が集中した場合、選手は他方の競技に出場することができる。しかし出場できるのは同一馬でいずれかの一競技のみであり、最初に出場希望を選択した競技に出場枠の余裕がある限り、選択は変更できない。

3.6.1 実施要項にて選手に2頭以上の馬でグランプリ出場を認めており、選手がグランプリスペシャルと自由演技グランプリともに出場資格を得た場合は、どの馬で出場するかを各々の競技について選択できる。

3.7 コンソレーション競技が予定されている場合、選手は遅くともデフィニットエントリー期日までにグランプリ・コンソレーション競技へ進むことを選択できる。

## 4. シニア対象のCDIO

### 4.1 概要

4.1.1 レベル：CDIO1\*～CDIO5\*（FEI馬場馬術ネーションズカップを除く。FEIウェブサイト掲載の別規程を参照のこと）。

4.1.2 第1競技は各国とも上位3成績を団体順位にカウントする。

4.1.3 参加申込した選手全員が個人選手としても出場する。

### 4.2 競技開催方式：

競技	馬場馬術課目	参加
団体競技	第1競技	参加申込した選手全員
個人競技	第2競技	第1競技*に出場した選手全員、あるいは第1競技にて上位30名の選手に参加資格がある。これについては承認済み実施要項に記載されている必要がある。
個人自由演技	決勝	**第2競技にて第18位で同点の選手を含め、上位18名の選手に参加資格がある。

\* チームの4選手全員が出場資格を得た場合は、全員が参加できる。

\*\* 各国とも上位3名の選手のみ参加できる。

4.2.1 コンソレーション競技：組織委員会は審判員3名のみで審査を行うコンソレーション競技（該当するCDIOレベルにて）の実施を設定できる。

## 第408条 可能な日程構成－ユース競技会

### 1. CDIヤングライダー、ジュニア、ポニーライダー

#### 1.1 可能な日程構成：

競技 1	競技 2	競技 3
プレリナリー競技	団体競技（決勝）	--
プレリナリー競技	団体競技	個人競技（決勝）
団体競技	個人競技（決勝）	--
団体競技	自由演技（決勝）	--
団体競技	個人競技	自由演技（決勝）

1.2 **プレリナリー競技**は選手全員に参加資格がある。

1.3 **団体競技**は選手全員に参加資格がある。

1.4 **個人競技**は団体競技に出場した選手全員に参加資格がある。

1.5 **自由演技** 本競技への参加は、予選競技にて第18位で同点の人馬を含む上位6組から18組の人馬コンビネーションに限定される。選手は1頭の馬で出場できる。いずれの人馬コンビネーションも予選競技にて60%以上を達成していなければならない。

1.6 決勝課目への出場を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。

### 2. チルドレン対象のCDI

#### 2.1 可能な日程構成

競技 1	競技 2	競技 3
プレリナリー競技A	プレリナリー競技B（決勝）	--
プレリナリー競技B	団体競技（決勝）	--
プレリナリー競技B	団体競技	個人競技（決勝）
団体競技	個人競技（決勝）	--

2.2 **プレリナリー競技A**と**B**は選手全員に参加資格がある。

2.3 **団体競技**課目 第1競技に出場した選手全員か、あるいはこれが第1競技として設定されている場合は選手全員に参加資格がある。

2.4 **個人競技**課目 本競技への参加は、団体競技課目で予選通過した第18位で同点の人馬

を含む上位6組から18組の人馬コンビネーションに限定される。選手は1頭の馬で出場できる。

2.5 決勝課目への出場を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。

### 3. CDIU25

3.1 可能な日程構成：

競技 1	競技 2	競技 3
インターメディエイトII	グランプリ16-25	--
インターメディエイトII	グランプリ16-25	自由演技グランプリ
グランプリ16-25	自由演技グランプリ	--

3.2 **インターメディエイトII**課目 選手全員に参加資格がある。

3.3 **グランプリ16-25**課目 本競技は選手全員か、あるいはこれが第2競技として設定されている場合はインターメディエイトII競技に出場した選手全員に参加資格がある。本課目が決勝として設定されている場合は、インターメディエイトIIで予選通過した上位6組（下限）から18組（第18位で同点の選手を含む上限）の人馬コンビネーションに参加が限定される。

3.4 **自由演技グランプリ**課目 本競技への参加は、グランプリ16-25競技で予選通過した上位6組（下限）から18組（第18位で同点の選手を含む上限）の人馬コンビネーションに限定される。選手は1頭の馬で出場できる。

3.5 決勝課目への出場を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。

### 4. ユース対象のCDIO

4.1 CDIOU25、CDIOY、CDIOJ、CDIOP対象の開催方式：

競技	馬場馬術課目	参加
団体競技	第1競技	参加申込した選手全員
個人競技	第2競技	実施要項による
個人自由演技	決勝	実施要項による

4.2 CDIOChの開催方式：

競技	馬場馬術課目	参加
プレリナリー競技	第1競技	参加申込した選手全員
団体競技	第2競技	参加申込した選手全員
個人競技	決勝	実施要項による

4.3 コンソレーション競技：組織委員会は審判員3名の審査による（当該CDIOレベルの）コンソレーション競技を設定できる。

#### 第409条 コンソレーション競技（シニアとユース）

1. すべての競技会においてコンソレーション競技を設定できる。
2. コンソレーション競技は第1競技のレベルでなければならない。
3. コンソレーション競技は審判員3名のみで審査を行い、実施要項と成績リストでは明確に印字しなければならない。
4. コンソレーション設定されていても、世界馬場馬術ランキングリストでのポイント、あるいはFEI選手権大会やオリンピック大会への出場資格ポイントを与えてはならず、また賞金はWDRL予選競技よりも低いレベルでなければならない。コンソレーション競技で授与されたスコアは出場資格スコア達成の目的ではカウントしない。

#### 第410条 可能な日程構成－ヤングホース対象の競技

1. 選手権大会：FEIウェブサイト公表されているヤングホース対象のFEI WBFSH馬場馬術世界ブリーディング選手権大会規程を参照。
2. CDIYH競技開催方式：

競技 1	競技 2
5歳馬対象のプレリミナリー馬場馬術課目	5歳馬対象の決勝馬場馬術課目
6歳馬対象のプレリミナリー馬場馬術課目	6歳馬対象の決勝馬場馬術課目
7歳馬対象のプレリミナリー馬場馬術課目	7歳馬対象の決勝馬場馬術課目

#### 第411条 アリーナとフットイング

##### 1. 広さ

アリーナ、ウォームアップエリアとトレーニングエリアの略図：付則1を参照。

##### 2. 承認

2.1 オリンピック大会、地域大会、FEI選手権大会において、競技アリーナは技術代表による確認を受け、承認されなければならない。

2.2 その他すべての国際競技会において、競技アリーナは外国人審判員あるいは競技場審判団長による確認を受け、その承認が必要である。

### 3. アリーナの規格

アリーナは平坦で高低差がなく、長さ60m、幅20mの広さとする。アリーナの対角線あるいは長蹄跡での高低差は、いかなる場合も60cm以内とする。アリーナ短蹄跡での高低差は、いかなる場合も20cm以内とする。アリーナは主として砂馬場でなければならない。上記の測定値はアリーナフェンスの内側を測定したものとし、フェンスは観客から少なくとも10m以上の距離をおいて設置する必要がある。これについてはFEIが例外を認めることができる。競技が屋内で行われる場合、アリーナは原則として壁から2m以上離れていなければならない。アリーナフェンス自体は、高さ約30cmの低い白色フェンス（レールは硬質であってはならない）で構築する必要がある。A地点のフェンスは選手の入退場用に簡単に取り外しできるものとし、各選手の演技中および演技と演技の間はC地点審判員が開始の合図を出すまで閉鎖していなければならない。入場口の広さは2m以上なければならない。フェンスのレールは馬の蹄が踏み込んで抜けなくならないよう配慮したものであること。レールの素材に金属が含まれていてはならない。

### 4. 馬場馬術アリーナフェンスとジャッジボックス／テーブルへの広告表示

4.1 すべてのFEI選手権大会とFEI指定シリーズにおいて、馬場馬術アリーナフェンスでの広告権は唯一FEIに帰属する。これらの競技会については組織委員会が事前にFEIから許可を得て、広告スペースを獲得することはできるが、広告が一切認められない馬場馬術用地点標記とそのホルダーを除く。

4.2 広告は黒のみの印字でフェンス内側にだけ表示でき、A地点を除くアリーナ地点標記の両側は各々1.5m以上広告のないスペースとしなければならない。地点MCH側の短蹄跡は完全に広告のないスペースとする。B地点とE地点では両側に各々3m以上広告のないスペースをとる。従って、フェンスには最長44mまで広告が認められることとなる。広告は規則的に設置しなければならず、また長蹄跡での広告掲示は正確に対称な設置とする。

4.3 スポンサー商標／ロゴを掲げる場合は高さを20cm以内としなければならない。広告は馬場馬術アリーナフェンスの上端に合わせる。広告はアリーナフェンスの内側にのみ設置できて外側は不可であり、FEIと放映局との合意要件が効力を有する場合は、これを尊重しなければならない。

4.4 フェンスあるいはジャッジボックス／テーブルに掲示する広告はすべて、競技開始までに外国人審判員か外国人技術代表の承認も受ける必要がある。ジャッジボックスの正面につける広告はいかなるものも2m<sup>2</sup>までの大きさとする。

4.5 上述した広告の位置に従ってFEI承認競技会名および／またはロゴを馬場馬術アリーナフェンスに掲げることは常に許容される。

例えば：CDIOアーヘン／CDI5\*カンヌ／CDI-Wロンドン



4.6 アリーナフェンスへの広告掲示規則に違反した組織委員会については、FEIが本規程とFEI一般規程に基づいて罰金を科すとともに／またはその競技会からCDIタイトルが外されることがある。

## 5. 地点標記

アリーナフェンスの外側に設置する地点標記は、フェンスから50cmほど離して明確に表示する。フェンス自体にも該当標記と同じ高さに印を付すことが義務づけられる。地点標記やそのホルダーに広告を施すことは認められない。地点標記は観客からも見えるように設置する。

## 6. 審判員の配置

6.1 3名の審判員を短蹄跡に沿って配置しなければならない、屋外競技ではアリーナから3m以上、5m以内の位置とし、屋内競技では2m以上離すことが望ましい。C地点審判員は中央線の延長線上に、またその他の2名（M地点とH地点）は長蹄跡の延長線上より内側へ2.5mの位置に配置する。側審2名（B地点とE地点）は各々B地点、E地点でアリーナから3m以上、5m以内の位置に配置するが、屋内競技では2m以上離すことが望ましい。審判員7名の場合は、追加の2名をC地点審判員の向かい側短蹄跡に、長蹄跡の延長線上より5m内側に配置する。これに関わる例外はFEIのみ承認できる。

6.2 審判員が3名の場合は次の配置としないといけない：2名を短蹄跡側（C地点とHあるいはM地点）に配置し、1名を反対側の長蹄跡（B地点かE地点）に配置する。

## 7. ジャッジボックス

7.1 各審判員に個別のジャッジボックスか台座を用意しなければならない。地上より50cm以上の高さとし、アリーナがよく見えるようにする。ジャッジボックスは4名を収容できるよう十分な広さがなくてはならない。ジャッジボックスはアリーナ全体を良く見渡せる状態にする。グランプリレベルでのFEI選手権大会と大会（Games）では、各ジャッジボックスにジャッジ・シグナリング・システムに接続したボタンを設置し、出血や破行、経路違反あるいは馬装の誤りなどの場合に各審判員がC地点審判員へ内密に通報できるようにしなければならない。ジャッジ・シグナリング・ボタンの設置は他の競技会では任意である。

7.2 組織委員会はジャッジボックスに日よけを設け、天候に応じた適切な温度管理を行わなければならない。

7.3 ジャッジボックスへは、（昇格要件を満たすための役員を含む）審判業務に関わる者のみ入ることが認められる。いかなる例外も競技場審判団長の事前承認が必要であり、FEIへの外国人審判員報告書に記載しなければならない。メディアあるいは記録機器をジャッジボックスへ入れることは認められない。

## 8. 休憩

グラウンド表面の整地のため、選手6名から10名の演技終了ごとに約10分間の休憩を入れる必要がある。

9. **フットイング**：[FEI Footing Standard](#)にて推奨の通り。

## 第2章 参加申込と出場選手

### 第412条 招待と参加申込

1. **招待**：各々のNFを通して送付しなければならない。

#### 1.1 **CDI3\*~CDI5\***

各NFにつき2名以上の選手構成で開催国NFを含む6NF以上とし、これにリザーブとして3ヶ国を加算するか、あるいは各NFにつき1名以上の選手構成で12NFを招待し、競技参加を認めなければならない。選手15名までの競技会については、組織委員会は開催国NFを含めて4NF以上を招待できる。組織委員会は外国人選手の人数を超えて自国選手を招待することはできない。

#### 1.2 **CDI1\*、CDI2\*、CDIユース**

NF数に制限はない。

#### 1.3 **CDIO3\*~CDIO5\***

開催国NFを含む6ヶ国以上にリザーブとして3ヶ国を加算。

##### 1.3.1 **CDIO1\*、CDIO2\*、CDIOユース**

開催国NFを含む3ヶ国以上。

##### 1.3.2 **チーム**

NFは1チームを参加申込できる。各チームは選手3名と馬3頭、あるいは選手4名と馬4頭で構成する。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。選手4名構成のチームでは、上位3選手の成績のみを団体成績にカウントする。

1.3.3 **チームの代わりの個人選手**：チームを派遣できないNFは、1名あるいは2名の個人選手を参加申込することができる。

1.4 いかなる場合も組織委員会は外国人選手数を超えて自国選手を招待することはできない。該当するNFは競技会へ派遣する選手の最終選考を行う。

1.5 ドラフト実施要項には当該競技会へ招待されるNFとリザーブNFのリスト、およびNFに対する招待選手数を記載し、競技会開催日の遅くとも10週間前までにFEIへ送付しなければならない。

## 1.6 個人招待／ワイルドカード

1.6.1 すべてのCDIについて、組織委員会は上記に加えて個別に2名の追加選手を、各々の所属NFを通して招待する権利を有する。

1.6.2 すべてのCDI4\*／CDI5\*／CDI-Wについて、FEIは招待されたNFと選手に加えて1枚のワイルドカード使用の権利を有する。

1.6.3 すべてのCDI3\*について、新興国のNFに所属する選手と、招待を受けていないが特定の期限内にFEI選手権大会への出場最低基準スコアの取得が必要なNF選手に対して、FEIは3枚までのワイルドカードを使用する権利がある。

## 1.7 組織委員会招待と組織委員会ワイルドカード

これらの招待（外国人選手および／または自国選手）は他の参加者らに対する条件と同等でなければならず、また直接あるいは間接を問わず金銭的寄与があってはならない。ペイカードとアピアランスフィーは、FEI一般規程に記載されている通り厳格に禁止する。

## 1.8 FEIワイルドカード

FEIワイルドカードの申請は、デフィニットエントリー締切日の4週間前までに選手の所属NFを通してFEI馬場馬術部門へ提出するものとする。

## 2. 参加申込

2.1 CDI競技会への参加申込はFEI一般規程に従って行わなければならない。

### 2.2 デフィニットエントリー

この参加申込は、遅くとも競技会開始の4日前までに行わなければならない。これは当該競技会に参加する選手と馬の最終選考となる。選手および／または馬の交代はこれらの規定に則った場合にのみ可能である。

2.3 デフィニットエントリー期日以降に参加を取りやめた場合、あるいは「ノーショウ」で競技会場に臨場しなかった選手には、組織委員会が被った経費損失（即ち厩舎代とホテル費用）を組織委員会へ支払う義務が生じる。「ノーショウ」について納得ゆく説明がない場合、当該選手の参加申込を行ったNFに対してFEIが罰金を科すことがある。このような事例では、この「ノーショウ」により発生したすべての経費負担を、組織委員会が当該NFに請求することができる。

## 3. FEI選手権大会の参加申込

3.1 FEI選手権大会への参加申込はFEI一般規程に則って行わなければならない。

3.2 チーム：1NFから1チームを参加申込できる。各チームは選手3名と馬3頭、あるいは選手4名と馬4頭で構成する。リザーブの人馬コンビネーションは認められない。

3.3 選手4名構成のチームでは、上位3選手の成績のみを団体成績にカウントする。

3.4 チームの代わりに個人選手：チームを派遣できないNFは、1名あるいは2名の個人選手を各々1頭の馬で参加申込することができる。

3.5 チームに加えて個人選手を派遣することは認められない。

3.6 各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

3.7 ヨーロッパ域外のユース選手権大会において、該当するNFはチーム数およびチーム代表の地域基準を決定できる。

#### 4. 能力証明書

4.1 オリンピック大会、FEI世界およびヨーロッパ選手権大会（シニアとユース）については、FEIウェブサイト公表の出場資格要件（出場最低要件）に基づき、参加申込を行った各人馬コンビネーションの所属NFによる能力確認が必要である。

4.2 すべてのFEI世界およびヨーロッパ選手権大会、オリンピック大会については大会ごとに出場資格基準が設定され、個々にFEIが発表する。この基準については、発表をもって馬場馬術規程の一部とみなされる。その他の選手権大会と大会（Games）への能力証明書は競技会要件に従って提出を求められることがある。

#### 第413条 交代

1. 交代：（FEI選手権大会と大会を除く）：

デフィニットエントリー受付後の馬および選手の交代は、組織委員会の合意があった場合に限り可能である。馬と選手の交代が認められる最終期限は、いかなる場合でもホースインスペクションの2時間前までとする。

2. FEI選手権大会とFEI大会での交代 一般規程と特別規程を参照のこと。

#### 第414条 エントリー代

1. 規定料金：規定料金とは、エントリー代には含まれない経費／サービスに対して組織委員会が請求する費用である。下記のような項目について規定料金が課された場合は、選手が支払わなければならない。組織委員会は金額の詳細を実施要項に記載し、また FEI の承認を受けた場合に、次の規定料金に限り請求することができる：

- 該当する場合は FEI の馬ドーピング防止および規制薬物規程（EADCMR）の費用（組織委員会は EADCMR 費用がエントリー代に含まれているかを実施要項に記載する）
- 選手が要望した場合は馬の健康／通関関連書類の費用
- ボ口処理費用（上限は競技会ごとに各馬 40 ユーロ）。連続する週末に同一会場で複数の競技会が行われる場合は、各馬につき最初の競技会にて 40 ユーロ、それ以降の競技会では各々 20 ユーロが課されることがある。
- 該当する場合は馬運車駐車料金（実施要項に記載の費用は各選手にではなく、馬運車ごとに課される）
- 馬運車の電気コンセント料金（実施要項に記載の費用は各選手にではなく、馬運車ごとに課される）

2. 任意料金：任意料金とは、選手が希望すれば購入できるような任意で享受する物品／サービスにかかる費用であり、当該競技会で競う選手の権利平等性、あるいは馬の福祉に影響を及ぼすものではない。例えば：

- VIP または特別駐車場
- VIP テーブル
- 追加の馬具収納用馬房または競技に出場しない馬の馬房
- 追加の敷料および／または飼料（オガ、ワラ、乾草など詳細が記載される）
- 特別厩舎（競技会厩舎はすべて FEI 最低要件を満たさなければならない）

3. エントリー代：エントリー代は馬 1 頭が 1 競技会に参加するために課される費用であり、次のものが含まれる：

- 競技会期間中の馬 1 頭の厩舎利用（競技会前に行われる厩舎の清掃と消毒、厩舎内の水と電気、競技会のタイプにより最初の敷料あるいは一定量の敷料、該当する場合は厩舎の 24 時間セキュリティサービスを含む）
- 競技会におけるすべての施設利用（インフラ設備料金は課されない）
- 実施要項の記載条件に従って、すべての競技に出場する権利（ノミネーション料あるいは出場料は課されない）
- 運営／事務費（競技会運営と競技進行に関わるすべてのサービスを含む：データ／成績／計時サービス、経理、認証サービス）

競技会	課されるエントリー代
CDI1*/CDIO1*	制限はないが、賞金と接遇による。
CDI2*/CDIO2*	制限はないが、賞金と接遇による。
CDI3*/CDIO3*	制限はないが、賞金と接遇による。
CDI4*/CDIO4*	525 スイスフランまで
CDI5*/CDIO5*	600 スイスフランまで
CDI-W	WEL では 500 スイスフランまで。他の CDI-W では制限なし。
CDICh/CDIOCh	制限はないが、賞金と接遇による。
CDIJ/CDIOJ	制限はないが、賞金と接遇による。

<b>CDIY/CDIOY</b>	制限はないが、賞金と接遇による。
<b>CDIU25/CDIOU25</b>	制限はないが、賞金と接遇による。
<b>CDIP/CDIOP</b>	制限はないが、賞金と接遇による。
<b>CDIYH</b>	制限はないが、賞金と接遇による。
<b>CDIAm</b>	800 スイスフランまで

## 第 415 条 経費と特典

### 1. シニア対象の CDI1\*~CDI3\*およびユース対象の CDI

1.1 選手とグルームに経費と特典が供与される場合は、ホースインスペクション前日から競技会最終競技の翌日までとする。

1.2 敷料：組織委員会あるいは選手負担のいずれかの選択。

### 2. CDI4\*と CDI5\*

2.1 選手とグルームの朝食と 1 日につき 1 食は組織委員会の負担とする。

2.2 CDI5\*についてのみ（CDI4\*では任意）、選手とグルームの宿泊は組織委員会の負担とする。

2.3 選手とグルームに対して経費と特典が供与される場合は、ホースインスペクション前日から競技会最終競技の翌日までとする。

2.4 CDI4\*：最初の敷料は組織委員会の費用負担。

2.5 CDI5\*：最初の敷料は組織委員会の費用負担。

### 3. CDIO

3.1 選手、グルーム、トレーナー\*、チーム監督\*およびチーム獣医師\*には経費と特典が供与される（\*各国につき 1 名）。

3.2 経費と特典は、ホースインスペクション前日から競技会最終競技の翌日まで供与しなければならない。

3.3 CDIO1\*~CDIO3\*：組織委員会が NF に対して食事代と宿泊費の全額を支給することは自由である。

3.3.1 敷料：組織委員会あるいは選手負担のいずれかの選択。

3.4 CDIO4\*と CDIO5\*：選手、グルーム、チーム監督およびチーム獣医師に対して宿泊と 1 日 3 食を提供するものとする。

3.4.1 厩舎、敷料および飼料は組織委員会の費用負担。

#### 4. ユース対象の CDIO

4.1 組織委員会は、ホテルかユースホステル、あるいは個人宅への宿泊や資金助成について招待選手の所属 NF と交渉し、これを提供することは自由である。宿泊を無料で提供できない場合は適切な宿泊施設を手配するか推薦し、実施要項に料金を記載しなければならない。

4.2 敷料：組織委員会あるいは選手負担のいずれかの選択。

#### 5. CDI-W

5.1 選手とグルームの宿泊と食事は CDI-W WEL についてのみ組織委員会の負担とする。その他のリーグでは組織委員会あるいは選手負担のいずれかの選択。

5.2 CDI-W WEL：最初の敷料は組織委員会の費用負担。

5.3 CDI-W 他のリーグ：組織委員会あるいは選手負担のいずれかの選択。

#### 6. FEI 選手権大会と大会 (Games)

##### 6.1 概要

6.1.1 競技会場と宿泊施設／厩舎が離れている場合、組織委員会はチーム監督、チームメンバー、個人選手、グルーム、馬を含む公式チームの競技会開催中の移動手段に責任を負う。

6.1.2 チーム監督は競技会期間を通して、そのチームおよび／または個人選手の行動に責任を負う。損害が生じた場合はチーム監督とその所属 NF が責任を負う。チーム監督には選手と同じ宿泊施設を提供することとする。

6.1.3 追加選手と馬に関わる経費と特典については、各々の NF の責任とする。組織委員会がこれらの経費や特典を供与することは自由である。

6.1.4 NF には自国のチーム監督、選手、グルーム、馬について、自国から FEI 選手権大会開催地への往復渡航経費を負担する義務がある。

6.1.5 開催国の国境および／または競技会場への出入りに関わる通関と獣医検査は組織委員会が手配し、その費用を負担する。

6.1.6 グルームができるだけ厩舎近くに滞在できるようにしなければならない。

##### 6.2 シニア対象の FEI 選手権大会

6.2.1 選手、グルーム、チーム監督、チームトレーナー（各 NF につき 1 名）、およびチーム獣医師（各 NF につき 1 名）へは宿泊と 1 日 3 食が提供される。

6.2.2 組織委員会は競技会期間中の厩舎代と飼料代を負担する責任を負う。

## 7. ユース対象の FEI 選手権大会

7.1 組織委員会についてはシニア対象の FEI 選手権大会の場合と同様に適用するが、以下の最低条件については全世界共通のエントリー代に含めることとする：

7.2 選手とチーム監督には、主たる食事を少なくとも 1 回（望ましくは夕食）は提供する。

7.3 選手が個人宅に宿泊しない場合は、チーム監督が可能な限りそのチームおよび／または個人選手と同泊することが推奨される。

### 第 416 条 出場人馬の申告

特定規程に別段の記載がある場合を除き、次の規定を適用する：

1. 出場人馬の申告はホースインスペクション後の1時間以内に行うものとする。抽選の正確な時刻を実施要項に明記すること。

2. 出場者として申告した選手および／または馬に事故あるいは病気が発生した場合、この選手および／または馬は当該競技開始の2時間前まで医師および／または FEI 獣医師代表からの診断書を提出のうえ競技場審判団の承認を受けて、公式に参加申込しており、また必要な場合は出場資格も取得している別の選手および／または馬と交代させることができる。出場を取り止めた選手あるいは馬は、チームメンバーあるいは個人選手としても参加できなくなる。

3. 交代した選手は当該競技で最初に出場することとなり、その他の選手については順次、出場時刻を調整する。

4. 1NFにつき選手4名が出場資格を得ても3名のみが出場できる CDIO と個人決勝競技にて、出場資格を得た選手／馬のいずれかが病気であると診断された場合には、チーム内4番目の選手が同一NFの選手で出場資格を得た者と交代する。

5. 同一競技会にて前段階の競技で出場資格を得れば最大数の選手が参加できる競技のすべてにおいて、次点の選手は出場辞退した選手と交代し、競技のスタートリストが既に作成されている場合は辞退した選手／馬コンビネーションのスターティングオーダーで出場する。

6. このような出場辞退あるいは交代は組織委員会が競技場審判団長へ報告しなければならない。これを怠った場合はイエローカードの対象となる。

### 第417条 スターティングオーダーの抽選

1. 抽選は競技ごとに行わなければならない。抽選は競技場審判団長および／または外国人審判員、技術代表、およびチーム監督か馬の管理責任者、および外国人選手の臨席をもって行うものとする。



## 2. 個人競技

2.1 個人競技のスターティングオーダー抽選は国籍に関係なく行うものとする。選手が2頭以上の馬に騎乗する場合は、1時間以上の出場間隔をあけるようスターティングオーダーを調整しなければならない。選手は自馬の出場順番を決めることができる。本規定で特定していない競技については通常の抽選を行う。

## 3. CDI :

組織委員会は実施方法を選択できる :

3.1 シニアとユース競技については通常の抽選 ;あるいは

3.2 シニア競技についてのみ、馬のFEI馬場馬術世界ランキングリストのリバースオーダー（該当する場合）で5名ずつのグループに分けての抽選。リストに掲載されていない馬から抽選を行う。

可能な限り各グループとも同数の出場者となるようグループ分けし、また可能な限り1グループ5名とする。選手数が5で割り切れない場合は、最初のグループを最少人数とする。例えば23名の選手がいる場合、第1グループに3名、第2グループに5名、第3グループに5名、第4グループに5名、第5グループに5名の選手とする。世界馬場馬術ランキングリストで同順位の選手については同じグループ内で抽選を行い、他のグループはこれに応じて調整しなければならない。

その競技で審判員の試験が行われる場合には、通常の抽選を採用しなければならない。

3.3 事前の競技に出場して参加資格を得なければならないすべての競技において、そのスターティングオーダーは先の競技成績のリバースオーダーにて5名ずつのグループで抽選を行って決定する。1グループの中で同点の選手がいた場合は同一グループで抽選を行い、人数はこれに応じて調整する。

3.4 組織委員会が採用する抽選方法は実施要項に記載しなければならない。

## 4. CDIO、FEI選手権大会、地域大会

チーム選手と個人選手を含む団体競技のスターティングオーダー抽選は、次の要領で行う :

4.1 各チーム監督は、チーム内におけるチームメンバーのスターティングオーダーを決定する。チーム監督はチーム内選手の出場順番を記載した書類を封筒に入れて封印し、遅くとも競技の抽選が行われる2時間前までに大会委員長へ提出しなければならない。

4.1.1 選手3名構成のチームについては、最初のスターティングポジションを空きとする。

4.1.2 グランプリレベルの選手権大会およびグランプリレベルの大会（Games）については、参加しているチーム選手のFEI個人世界ランキングリストにおけるポイント平均に基づき、5名

ずつのグループに分けてチームのスターティングオーダー抽選を行う。

4.2 個人選手の氏名を書いたものを容器(A)に入れる。出場選手の総数と同数の番号票を2つ目の容器(B)に入れる。

個人選手の氏名を容器Aから引き、その選手のスターティングオーダーを容器Bから引く。次の個人選手の氏名を容器Aから引き、その選手のスターティングオーダーを同様に決定し、すべての選手についてこの要領で抽選を行う。

競技が2日間にわたって行われる場合、個人選手は世界馬場馬術ランキングリストのリバースオーダーで2グループに分けて抽選し、最上位選手らは2日目出場の抽選を行う。競技が1日で行われる場合は2グループに分け、世界ランキングリストで最上位選手らは後半で抽選を行う。

4.3 出場チーム数と同数の番号票を容器(C)に入れ、出場チームの国籍を記載したものを容器(D)に入れる。先ずチーム名を引き、続いて番号票を引いて当該チームのスターティングオーダーを決定する。この要領で最後のチームのスターティングオーダー抽選まで行う。競技が2日間にわたって行われる場合は、いずれのチームも2日目に2名の選手を出場させなければならない。

4.4 抽選で決定した個人選手のスターティングオーダーをスターティングリストに書き入れる。続いてチーム選手を空欄に順次書き入れる。

4.5 CDIOとFEI選手権大会における個人競技の抽選は以下の要領で行う：

グランプリスペシャル：グランプリの成績のリバースオーダーで5名ずつのグループ

自由演技グランプリ：グランプリスペシャルの成績のリバースオーダーで5名ずつのグループ

## 5. グランプリスペシャル

すべてのCDI3\*/CDI4\*/CDI5\*競技会において、グランプリスペシャルのスターティングオーダー決定では4グループにて抽選を行う。予選競技のグランプリで第16位～第18位の選手グループ内でまず抽選を行い、次に第11位～第15位までの選手グループで2回目の抽選、第6位～第10位までの選手グループで3回目の抽選、そして第1位から第5位までの選手グループで最後の抽選を行う。即ち上位5組の人馬コンビネーションは最後に出場する。

## 6. 自由演技

すべてのCDI競技会において、自由演技課目のスターティングオーダー決定は4グループにて抽選を行う。予選競技で第16位～第18位の選手グループ内でまず抽選を行い、次に第11位～第15位までの選手グループで2回目の抽選、第6位～第10位までの選手グループで3回目の抽選、そして第1位～第5位までの選手グループが最後の抽選を行う。即ち上位5組の人馬コンビネーションは最後に出場する。

## 7. CDIOユース、FEIユース選手権大会

7.1 ユース選手権大会では、団体競技の抽選を第417条4に従って行う。

7.2 グランプリ16-25とチルドレン・プレリミナリーB競技を含む個人ユース競技については、通常の抽選を行う。

7.3 チルドレン個人競技とすべてのユース自由演技競技については、事前の競技における順位のリバースオーダーで4グループにて抽選を行う。第18位～第16位の選手3名のグループでまず抽選を行う。第18位～第16位までの選手グループがまず出場し、続いて第15位～第11位のグループ、以下同様に続く。

## 第3章 競技、採点と成績

### 第418条 競技前のウォームアップ

#### 1. 競技アリーナでのトレーニング

1.1 選手／馬は競技で演技を行う場合か、あるいは組織委員会の裁量によりメインアリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる（下記参照）。いかなる例外も技術代表または競技場審判団長の承認が必要である。

#### 2. 練習馬場

2.1 望ましくは競技会の第1競技開催の2日以上前から、選手が自由に使用できる広さ60m×20mの練習馬場を少なくとも1つは設置しなければならない。この馬場は競技用アリーナと同じフットイングで準備する。

2.2 60m×20mの練習馬場を提供できない場合は、選手に競技用アリーナでの練習を許可しなければならない。

2.3 競技用アリーナをトレーニング目的に使用できる時間帯を予定に組み、実施要項へ明記しなければならない。競技用アリーナでのトレーニングを認める場合は、競技用アリーナでの最終ウォームアップの設定を可能な限り最終的な競技用設定に類似させて準備することが推奨される。

#### 3. 「テンミニッツアリーナ」

3.1 「テンミニッツアリーナ」は、競技用アリーナへ入場する前の最終練習馬場である。オリンピック大会とFEI選手権大会では「テンミニッツアリーナ」の設置が義務づけられ、その他すべてのCDI/CDIOでは設置が推奨される。

3.2 テンミニッツアリーナはメインアリーナと同じフットイングでなければならない。

3.3 選手は、前の選手がメインアリーナへ入場するためにこの馬場から出た後にテンミニッツアリーナへ入ることができる。技術代表あるいは外国人審判員が別段の判断をくださった場合を除き、テンミニッツアリーナへ入ることができるのは1選手のみである。

3.4 このテンミニッツアリーナの使用は、選手に義務づけられるものではない。

3.5 テンミニッツアリーナでは馬装の調整が認められ、通常範囲内での馬の手入れが許可される。

4. スチュワードは厩舎の公式開放時刻から常時臨場して、すべてのトレーニング/ウォームアップを監視しなければならない。当該競技会が公式に開始となる前でも諸規定を執行できる。

## 5. 馴致

選手権大会、大会 (Games)、ファイナルにおいては、可能であれば撮影機材 (該当する場合) も含めて完全にセットアップされた競技用アリーナにて馴致を行うタイムスケジュール策定が義務づけられる。CDIとCDIO においても馴致の実施が推奨される。

## 第419条 競技課目の実施

1. FEI公式課目はすべて暗記して演技を行い、課目に定められた順序ですべての運動項目を演技しなければならない。

### 2. ベルによる合図

2.1 ベルによる合図の後、選手は45秒以内にA地点よりアリーナへ入らなければならない。自由演技課目の場合、選手は音楽スタートの合図をするまでに45秒が与えられ、音楽のスタートから30秒以内にアリーナへ入らなければならない。

2.2 **アリーナへの入場** アリーナへの入場前に外周を騎乗することが実質的に困難な競技については、ベルの合図前に選手はアリーナへ入ることが認められる。ベルの合図後、選手はアリーナ内にて演技を開始する。

2.3 馬が排便あるいは排尿を始めた場合は、審判員がベルを鳴らした後であっても演技開始前であれば時計を止め、馬が運動を再開できるようになった段階で時計を再スタートさせる。

### 3. 敬礼

3.1 選手は敬礼の際に片手で手綱を持たなければならない。

#### 4. 課目の開始／終了

4.1 課目はA地点からの入場に始まり、演技終了の敬礼を終えて馬が前進し始めた時点で終わる。出血や装具の適否を確認する目的で馬のチェックが行われる場合には、馬装チェック終了まで課目の終了とみなされない。課目の開始前、あるいは終了後のいかなる偶発的出来事も点数に影響を及ぼさない。選手は競技課目に記載された通りにアリーナから退場する。

4.2 自由演技課目の始めと終わりでは、中央線上にてC地点審判員に向かって敬礼のため停止することが義務づけられる。演技時間は選手が停止後に前進し始めた時点で開始となり、最後の敬礼で終了する。

#### 第420条 時間と技術的不備

##### 1. 課目の計時

1.1 自由演技のみ時間計測を行う。他の演技課目シートに記載された時間はあくまでも参考である。

1.2 C地点審判員はベルと時計／時間に責任を有する。可能な限り45秒を示す時計を使用すべきであり、選手には常にはっきりと見えるように設置しなければならない。

2. **中断** 競技が妨げられるような技術的不備があった場合は、C地点審判員がベルを鳴らす。明らかに外的要因で競技が妨げられた場合にも、同様の手順を適用することが推奨される。異常な気象条件あるいはその他の極限状況では、C地点審判員がベルを鳴らして演技を中断させることができる。技術代表／組織委員会も、競技を止めるようC地点審判員に提案できる。これにより影響を受けた選手は、競技再開が可能になった段階で戻り、演技を完結させる。

2.1 自由演技課目にて技術的不備があったり、あるいは音楽のスタートが遅れた場合には、C地点審判員が計時を中断させ、問題が解消した時点で計時を再開させることができる。

2.2 自由演技課目にて選手の曲が途切れてしまい、バックアップ態勢がない場合、選手はC地点審判員の許可を得てアリーナを出ることができる。他の選手の出場時刻にはできるだけ影響を与えないように配慮する。当該選手は予定されていた競技の休憩時間帯か競技の最後に戻って演技を終了させるか、あるいは演技を始めからやり直す。C地点審判員は当該選手と話し合い、演技再開の時刻を決める。始めから演技をやり直すか、あるいは音楽が中断したところから再開するかは当該選手の判断に任される。いずれにしても、既に与えられた点数は変更しない。

2.3 演技に影響を及ぼすと思われる異物がアリーナ内に入った場合には演技を中断させなければならないが、選手はその物体が除去された時点で演技を継続することができる。

2.4 自由演技課目で選手が演技を再開しなければならない場合、始めから演技をやり直すか、

あるいは中断したところから再開するかを選択できる。その他の課目の場合は、中断した地点から演技を再開しなければならないが、選手がアリーナから出るよう要請された場合については課目の最初から始めるか、あるいは中断した箇所から始めるか選手に選択を与えなければならない。中断前に与えられた点数はそのまま残る。

## **第421条 審査用紙**

### **1. 概要**

1.1 審査用紙には2つの欄がある：最初の欄は審判員が最初の採点を記入する欄で、2つ目の欄は修正点を記入する欄である。いかなる修正点も、修正した審判員がイニシャルにて署名しなければならない。審判員のスコアは当該審判員による是認が必要である。

1.2 また審判員の観察所見欄もあり、審判員はできる限りその採点の理由を記載するべきである。所見は英語で記載しなければならない。5点およびそれ以下の点数を与えた場合は、観察所見を記載することが強く推奨される。観察所見はライダーの参考に資する意図がある。

オリンピック大会で入賞した人馬コンビネーションの審査用紙原本は、組織委員会がFEIへ送付しなければならないが、これには各審判員が各選手に出した合計得点率を明記したリストを含む各競技成績も添える。審査用紙のコピーは選手に渡せるよう準備する。

1.3 クラスの最終成績は競技場審判団長あるいは外国人審判員／技術代表が必要に応じて署名しなければならない。

1.4 FEI馬場馬術課目審査用紙はすべてFEIウェブサイトからダウンロードできる。

1.5 JSPが配置されている場合は、JSPによる修正を入れて署名を受けた書式を通常の審査用紙に添付し、選手に渡せるよう準備する。点数の修正を受けた審判員には書式のコピーを渡す。

### **2. 紙面での審査**

2.1 CDIとCDIO競技会の審査用紙原本については、競技終了後に選手に渡せるよう準備する。コピーをFEIへ提出する必要はない。

## **第422条 ペーパーレス審査**

1. ペーパーレス審査システムの使用にはFEI承認が必要であり、競技会実施要項に記載しなければならない。

2. FEIウェブサイト掲載のFEI要件に基づきFEIが承認したペーパーレス審査システムのみ使用できる。FEIが承認していないシステムを使用した場合、FEIは競技成績を無効とし、組織委員会に制裁を科すこともある。

3. いかなる場合でも馬場馬術課目を紙面で準備し、競技中のバックアップとして審判員に提供しなければならない。

4. 競技終了後、選手はFEIプラットフォームを介して電子フォーマットにて電子版審査用紙を入手できる。選手の電子版審査用紙へのアクセスは選手本人に限定される。

#### **第423条 採点**

1. すべての運動項目、一つの運動から別の運動への所定の移行、および総合観察点は審判員による採点が求められ、点数が審査用紙に記録される。

2. 各審判員により最も低い0点から最高点の10点の範囲で採点される。

3. 点数のスケールは次の通りである：

10 優秀	4 不十分
9 極めて良好	3 やや不良
8 良好	2 不良
7 おおむね良好	1 極めて不良
6 基本的な要求を満たしている演技	0 不実施
5 やや不十分	

4. 審判員の判断により、運動項目と総合観察点に対して共に0.5～9.5点の間で0.5も使用できる。

5. 「不実施」とは要求された運動項目を実質的に何も行わなかったということである。

6. 自由演技課目では技術性評価点で0.5を用いることができ、芸術性評価点では0.1までの小数も使用できる。

7. 5歳と6歳のヤングホース対象の課目では0.1までの小数を使用できる。7歳馬対象の課目では審査用紙でペースのクオリティに0.1までの小数を使用できる。

8. チルドレンの課目では騎乗のクオリティに0.1までの小数を使用できる。

9. 総合観察点：選手が演技を終了した後に、総合的な印象に対して総合観察点が与えられる。

10. 総合観察点と特定の難度の高い運動項目には、FEIが定める係数を設けることができる。

## 第424条 ペナルティ－経路違反－失権

### 1. 経路違反

1.1 選手が「経路違反」（回転を間違えたり、あるいは運動項目を抜かすなど）をした場合、C地点審判員はベルを鳴らして当該選手に警告する。必要であればC地点審判員はどこから演技をやり直すか、次に行う運動は何かを示して演技を続行させる。しかし選手が「経路違反」をしても、ベルを鳴らして演技の流れを止める必要のない場合もある。例えばK地点で中間速歩から収縮常歩へ移行すべきところをV地点で移行した場合、あるいはA地点より中央線を駈歩で進んでL地点でピルーエットを行うところをD地点で行った場合などに、ベルを鳴らすか否かはC地点審判員が判断する。しかし経路違反でベルが鳴らされず、それと同じ運動項目が当該課目の中で繰り返し求められていて、当該選手がまた同じ誤りをした場合には、1回の誤りについてのみ減点する。

1.2 経路違反か否かの判断については、C地点審判員に唯一決定権がある。これに従って、その他の審判員のスコアが調整される。

### 2. 課目／実施の誤り

2.1 選手が「課目の実施の誤り」（速歩ではなく軽速歩をとるなど）をした場合は、「経路違反」として減点しなければならない。C地点審判員が経路違反と判断（ベルを鳴らす）しない限り、原則として選手は運動項目をやり直すことはできない。しかし選手が既に運動を開始して同じ運動項目をやり直そうとしている場合には、審判員は最初の運動のみを採点対象とし、同時に経路違反として減点する。

### 3. 気付かれなかった誤り

3.1 競技場審判団が誤りに気付かなかった場合は、疑わしい場合でも選手は有利に扱われ、その誤りで減点されることはない。

### 4. ペナルティ

#### 4.1 「経路違反」と課目／実施の誤り

4.1.1 上述の場合を除き、ベルが鳴らされたか否かにかかわらず「経路違反」あるいは課目／実施の誤りはすべてペナルティの対象としなければならない。

1回目 （各審判員の）合計得点から2%減じる

2回目 失権

4.1.2 ヤングホース課目、またチルドレン、ポニー、ジュニア課目での最初の経路違反は合計得点率から0.5%が差し引かれ、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。

#### 4.2 その他のペナルティ－技術的過失

4.2.1 ペナルティを適用するか否かの判断はC地点審判員の責務であり、一貫性を保つために他



の審判員の審査用紙もこれに従って記載する。

4.2.2 以下の場合はずべて技術的過失とみなされ、それぞれの過失につき各審判員で0.5%ポイントが減点されるが、これらの減点は累計されず、失権にはならない（自由演技課目を含む）：

技術的過失の説明	コメント
アリーナ周囲スペースに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツ/バンデージを装着したまま、もしくは規定外の服装（例：手袋をしていない）で入場すること	
馬場馬術アリーナに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツ/バンデージを装着したまま、もしくは規定外の服装（例：手袋をしていない）で入場すること	誤りが判明する前に演技が既に始まっていた場合、C地点審判員は選手を止め、必要かつ可能であれば補助員をアリーナ内に入れて、これらを外させる。選手は止められた時点の運動項目から再開する。停止される以前の得点は変更しない。
ベルの合図前にアリーナへ入場すること	
ベルが鳴ってから45秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90秒以内には入場した場合	
自由演技で音楽開始から30秒を超えて入場した場合	
繰り返し声や舌鼓を使用すること	
選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合	

4.2.3 自由演技課目が審査用紙に規定された時間よりも長い、あるいは短い場合は、芸術性得点率から0.5%ポイントが差し引かれ、その他の技術的過失については過失ごとに0.5%ポイントが技術性得点率から差し引かれる。

### 4.3 減点

減点は各審判員の審査用紙にて当該選手の合計得点から差し引かれる。チルドレンクラスと7歳馬クラスでは、両審査過程（技術的審査とクオリティ審査）にて減点される。

## 5. 失権の理由

### 5.1 跛行

著しい跛行が見られる場合、C地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴はできない。

## 5.2 反抗

いかなる反抗も、20秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、役員あるいは観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から20秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術アリーナへの入場前の反抗についても適用する。

## 5.3 落馬

人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手は失権となる。

## 5.4 馬場馬術課目の演技中にアリーナから出た場合

課目の開始から終わりまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合は失権となる。

## 5.5 許可されていない援助

音声や合図など外部からのいかなる援助（イヤフォンおよび／または電子通信機器を含む）も、不正もしくは許可されていない援助と見なされる。不正もしくは許可されていない援助を受けた場合、当該人馬コンビネーションは失権となる。

## 5.6 出血

5.6.1 演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血でないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終えることができる。

5.6.2 FEIスチュワードが演技終了後の点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合、同スチュワードはC地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。

5.6.3 FEIスチュワードが演技終了後の点検時に、馬体の他の部位（即ち、馬の口あるいは拍車があたる部位以外）に鮮血を認めた場合、同人馬が自動的に失権となることはなく、FEI獣医師が診察し、当該馬の競技継続適性についてFEIチーフスチュワードとC地点審判員に助言する。C地点審判員が競技継続の適性がないと判断した場合、当該馬は当該競技会にてそれ以降の競技あるいは課目に出場することは許可されないが、既に終了している競技あるいは課目にて当該選手／馬コンビネーションが獲得した成績は有効であり、成績／ランキングにカウントされる。

5.6.4 上記に従って馬が失権となった場合、あるいは演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合はFEI獣医師が次の競技前に検査を行い、その馬に翌日以降の競技会にて競技継続適性があるかを判断する。FEI獣医師の判断は上訴の対象とならない。

## 5.7 失権となるその他の理由

5.7.1 人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合

5.7.2 演技が馬のウェルフェアに反し、そして／または虐待となる騎乗を呈している場合

5.7.3 人馬コンビネーションがベルの合図から90秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。  
ただし正当な理由（正当な理由とは例えば落鉄など）がC地点審判員に通知された場合を除く。

5.7.4 FEI馬場馬術規程での記載がなく、許可されていない装具で騎乗した場合

6. **競技に参加しなかった場合**：出場が義務づけられた競技に正当な理由なく参加しない選手は、当該競技会にてそれよりも前に出場した競技での順位と賞金を失い、失格となる。

## 第425条 成績とスコア計算

1. 各演技が終了し、各審判員が総合観察点を記入して署名した後に審査用紙が記録係へ渡される。係数が設けられているところでは得点に係数を掛け、合算する。

### 2. 個人順位：

2.1 個人順位（CDI）は次の要領で決定する：

2.1.1 すべての競技において優勝者は合計得点率が最も高い選手、第2位は次に高い選手、以下同様とする。

2.1.2 **同点** 上位第3位までで同率となった場合は、審判員らが出したスコアの中央値を比較し、これが最も高い順に順位を決定する。中央値とは中間の値である。一連のスコアで中央値を求めるには、スコアを低い方から並べる必要がある。例えば68.5% - 69% - 70% - 70.5% - 71%；この場合は70%が中央値である。

### 2.2 自由演技での同点

2.2.1 自由演技課目の上位第3位までで同率となった場合は、芸術点の高い選手を上位とする。芸術点と同じ場合は調和の得点で高い方とする。それでも同率の場合は振り付けの得点で決定する。

2.2.2 これ以外の順位で同じ得点率となった場合、選手らは同順位となる。

### 3. ヤングホース競技での同点

第1位から第3位で同率となった場合は次のシステムで順位を決定する：「従順性」と「将来性」の点数を合算して2で割る；平均得点が高い方の選手／馬コンビネーションを上位とする。それでも同点の場合は「従順性」の得点で決定する。それでも同点の場合は同順位とする。

#### 4. 団体順位（CDIO、選手権大会、大陸／地域大会）

4.1 団体順位は次の要領で決定する：すべての団体競技において、優勝チームはチーム内上位3選手のスコア合計が最も高いチーム、第2位は次点のチーム、以下同様とする。

4.2 **同点** 同点となった場合は、チーム内上位3選手のうちで最下位の選手の成績が最も高いチームが上位となる。

4.3 団体競技と個人競技からの得点率合算は行わず、すべての競技は0点からスタートする。即ちすべての選手が各競技を0点で開始する。

#### 5. スコアの計算

5.1 各演技終了後に各審判員が与えた得点率が計算され、総合成績とともに個別に仮発表される。

5.2 各審査用紙における得点合計にJSPによる修正を入れ、これを得点率に換算して最終スコアを出し、順位を決定する。経路違反と技術的過失の減点(%)は（各審判員の）最終スコアから差し引く。成績とスコア（芸術性、技術性およびクオリティの得点率を含む）はすべて小数点第3位までの表示で発表しなければならない。

5.3 計算に使用する参照用の最高点合計は各審査用紙に示されている。

例：グランプリ：460点

自由演技グランプリ：技術点として200点＋芸術点として200点

ヤングホース7歳馬の決勝：技術点として350点＋クオリティ点として50点

5.4 得点率：得点率の計算は次の原則および例に従い、すべて小数点以下第3位に四捨五入する。例えば0.0011 - 0.0014は切り捨てとし、0.0015 - 0.0019は切り上げる。

5.5 技術点のみで評価される課目では、各審判員について運動項目ごとの得点（対応する係数を掛け）を合計して最高点合計で除し、100を掛けて合計平均得点率を求める。

5.6 自由演技課目における各審判員の合計平均得点率は、技術性得点率と芸術性得点率を足し、これを2で割って求める。

5.7 技術点とクオリティ点があるチルドレンと7歳馬対象の課目においては、技術性得点率（あるいは3つの技術点平均）とクオリティ得点率を合算して2で割り、最終得点率を求める。

5.8 5歳馬と6歳馬のヤングホースクラスでは5つの点数を合計し、それを2倍したものが総合得点となる。

5.9 最終得点率は各審判員の得点率を合算し、審判員の人数で割って求める。

各審判員の平均得点率：	%
E 地点審判員	69.990%
H 地点審判員	70.333%
C 地点審判員	70.205%
M 地点審判員	71.120%
B 地点審判員	69.660%
<b>最終得点率：</b>	<b>70.262%</b>

### 5.10 ユース選手権大会

ユース選手権大会で競技場審判団が5名構成の場合、ある人馬コンビネーションに対する審判員の最終得点が同一コンビネーションに対する他の審判員の得点平均から5%以上の差（高かったり低い）がある場合、この得点は最も近似する点数に変更される。この条項はチルドレン・カテゴリーには適用しない。

## 第 426 条 成績の発表

1. パーセント表示の成績はすべて小数点以下第3位まで示さなければならない。

2. FEI シニア大陸選手権大会、地域大会、FEI 世界選手権大会、FEI ワールドカップ™馬場馬術ファイナル、オリンピック大会では、選手の各演技項目について各審判員が出したスコアを表計算シートにまとめ（各選手につき1枚）、審判員や選手、チーム監督、メディアが利用できるようにしなければならない。

3. 選手が競技前に出場を取り消したり、棄権、演技中に失権となる、または競技に臨場しない場合（「ノーショウ」）は、成績表の選手名の後に「出場取り消し」「棄権」「失権」あるいは「ノーショウ」の用語を表記しなければならない。

出場取り消し	選手が自分の演技開始前に正当な理由をもって出場をキャンセルし、これを競技場審判団長が認めた場合
棄権	選手は演技を開始したものの途中でこれを断念すること
失権	選手は演技を開始したが、馬場馬術規程違反で演技を止めなければならないこと
ノーショウ	情報のないまま選手が現れず、演技が行われないこと

4. **スコア表示** 演技中は審判員にスコアが見えないようにするべきである。観客へのランニング・スコア（平均得点率）とオープン・スコアリング（運動項目ごとの全審判員の平均点）表示は推奨される。

#### **第427条 表彰**

1. 入賞した選手／馬コンビネーションは表彰式に参加しなければならない。これを怠った場合は順位と褒賞（リボン、厩舎プレート、賞品、賞金）が取り消される。特定の競技について本規定の例外を認めることができるのは、競技場審判団長／外国人技術代表および／またはC地点審判員、チーフスチュワードのみである。

2. 服装と馬装は競技中と同様とするが、黒か白のバンデージ、プロテクター、馬への耳栓使用、鞭の携帯は認められる。安全上の理由から、選手は表彰式に際して旗やその他の物を携えることはできない。褒賞の馬着／ブランケットについてのみ、馬に着せて表彰式に臨むことが許可される。

3. リボンは表彰式の前に馬に付けておくこと。

4. 競技場審判団長あるいは当該競技におけるC地点審判員は表彰式に参加することがあり、必要に応じて上記手順の例外を承認する。

5. 表彰式についての奨励事項（FEIウェブサイト）も参照のこと。馬を興奮させたり驚かせるほどに音楽を大きくすることは認められず、表彰式やホースインスペクションなど馬が集まるような時はいつも、選手および／またはグルーム、さらにこれに関わる者は誰もが責任をもって行動しなければならない。

6. 注意を怠ったり、無責任な行動に対してはイエローカードが出されることがある。甚だしい不注意や無責任な行動により事故が発生した場合は、FEIへ報告して更なる措置を講じる。FEI一般規程を参照のこと。

#### **第428条 賞金と褒賞**

1. 賞金の配分についてはFEI一般規程を参照のこと。

2. 賞金と賞品については、承認を受けたFEI実施要項に記載されていないなければならない。

3. FEI選手権大会を除くすべての競技会において、賞金が授与されない場合は出場選手の1/4、少なくとも第5位までの選手にリボンと賞品、あるいは記念品を授与しなければならない。少なくとも上位4名の個人選手には厩舎プレートを授与することが推奨される。

4. **FEI 選手権大会（シニアとユース）**では少なくとも以下に示す数の賞を授与しなければならない：

4.1 プレリミナリー競技とコンソレーション競技では、その出場選手の1/4、少なくとも第5位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボン。

4.2 団体FEI選手権競技ではFEIメダル（FEI一般規程を参照）。更にホースオーナーには賞金、および／または上位4チームの各メンバーに賞品と厩舎プレート、リボン。

4.3 個人FEI選手権競技ではFEIメダル（FEI一般規程を参照）。更に出場選手の1/4、少なくとも第5位までの選手に賞金および／または賞品、厩舎プレート、リボン。

## 5. **メダル**

団体FEI選手権競技の上位3チームにて競技に出場した（演技を完了していなくてもかまわない）メンバー全員と、個人FEI選手権競技での上位3名の個人選手へFEIメダルが授与される。

## 6. **ユースカテゴリー**

6.1 すべてのユースカテゴリー競技会にて賞金および／または賞品を授与しなければならない。

6.2 FEI選手権大会では表彰式およびメダル授与式に特別な重要性をもたせ、アリーナで行うべきである。

6.3 組織委員会はチーム監督と選手全員に、記念品か厩舎プレートを進呈するものとする。

7. **ヤングホース対象の選手権大会**：FEIウェブサイト公表されているガイドラインを参照のこと。

## 第4章 **選手**

### 第429条 **年齢**

#### 1. **シニア**

年齢：選手は16歳に達した年の始めからシニア対象の国際馬場馬術競技に出場できる。

#### 2. **ユース選手の参加**

該当年齢の選手は複数カテゴリーのFEI競技に参加できるが、各競技種目において1暦年内に出場できるのは1つのFEI選手権カテゴリーのみである（一般規程を参照）。

### 3. ヤングライダー

年齢：16歳～21歳

3.1 ヤングライダーは、同一暦年にヤングライダー対象のFEI選手権大会とシニア対象のFEI選手権大会／大会の両方に出場することはできない。

3.2 シニア対象のFEI選手権大会あるいは地域大会のグランプリ、もしくはオリンピック大会に出場したヤングライダーは、ユース対象のいかなる国際馬場馬術競技会にも参加資格がなくなる。

### 4. ジュニア

年齢：14歳～18歳

4.1 ジュニアは、同一暦年にジュニア対象のFEI選手権大会とシニア対象のFEI選手権大会／大会の両方に出場することはできない。

4.2 シニア対象のFEI選手権大会あるいは地域大会のグランプリレベル、もしくはオリンピック大会に出場したジュニアは、ユース対象のいかなる国際馬場馬術競技会にも参加資格がなくなる。

### 5. ポニーライダー

年齢：12歳～16歳

### 6. チルドレン

年齢：12歳～14歳

6.1 チルドレンはジュニア対象のFEI大陸馬場馬術選手権大会に出場できるが、同一年にチルドレン対象のFEI選手権大会とジュニア対象のFEI選手権大会に出場することはできない。

6.2 ジュニア対象のFEI大陸馬場馬術選手権大会に出場したチルドレンは、チルドレン対象のFEI選手権大会に出場する資格がなくなる。

6.3 西ヨーロッパ域外ではチルドレンはポニーで競技出場できる。

6.4 FEIチルドレン選手権大会には、その歴年内にシニア対象のグランプリに出場していない馬が参加できる。FEIチルドレン選手権大会へのポニーの参加は認められない。

### 7. U25

年齢：16歳～25歳

7.1 U25ライダーは、同一年にU25ライダー対象のFEI選手権大会とシニア対象のFEI選手権大会／大会の両方に出場することはできない。



7.2 シニア対象のFEI選手権大会、地域大会あるいはオリンピック大会にてグランプリに出場したU25ライダーは、ユース対象のいかなる国際馬場馬術競技会にも参加資格がなくなる。

### 第430条 外国人選手

1. 外国人選手とは、国際競技会において組織委員会が指定した選手をいう。
2. シニアおよびU25対象のすべての国際競技大会において、外国人選手を指名しなければならない。
3. 外国人選手は競技会終了時に外国人選手報告書を完成させ、FEIへ送付することが求められる。

### 第431条 服装

#### 1. 保護用ヘッドギア

1.1 原則として、騎乗する際はいかなる時もすべての選手（同様にその他の人物も）が保護用ヘッドギアを適切に締めて着用しなければならず、またチルドレン、ポニーライダー、ジュニア、ヤングライダー、U25についてはホースインスペクションでも着用が義務づけられる。このカテゴリ以外の人物でもホースインスペクションに馬を臨場させる場合は、着用が推奨される。

1.2 この条項に違反するすべての選手（同様にその他の人物も）は、保護用ヘッドギアを適正に着用するまで、直ちに騎乗が禁止される。

1.3 本規定で認めているか否かにかかわらず、選手が保護用ヘッドギアを外す場合は、常に選手自身がリスクを負うことになる。

1.4 トップハットのような形状をした保護用ヘッドギアは使用できる。保護用ヘッドギアはFEI一般規程の付則Aに定義されている。

#### 2. 民間人 以下の服装着用が必須である：

保護用ヘッドギア	黒または暗色
乗馬ズボン	白またはオフホワイト
ストッキングまたはタイ	白またはオフホワイト
手袋	白、オフホワイト、または燕尾服と同色
長靴	黒または暗色
拍車	第431条4を参照

2.1 **燕尾服／ジャケット**：単色であれば何色の燕尾服またはジャケット（選手所属のNFが承認したもの）でも許可される。ストライプ入りのもや多彩色の燕尾服またはジャケットは認められない。色相を変えた襟や控えめな縁飾り、クリスタル装飾など、品位を損なわず、かつ過度に華美でない装飾は許される。

2.2 すべてのCDIP/CDICh/CDIYH（5歳馬と6歳馬）においてジャケット着用は必須である。

2.3 悪天候の場合、競技場審判団は薄手のレインコート着用を認めることがある。非常に暑い天候の場合、競技場審判団は選手にジャケット着用なしに騎乗を認めることがある。

3. 軍人、警察官などはすべての国際競技会において民間人と同様の服装でも、あるいは制服を着用しても構わない。制服は軍隊直属の隊員と警察官ばかりでなく、他の国営施設／軍事施設や国立牧場／学校／協会のメンバー、従業員、あるいは学生にも適用する。保護用ヘッドギアに関わる必要条件をすべて遵守しなければならない。

4. **拍車**の着用はCDIPとCDICh競技会を除いて必須であり、その材質は金属でなければならない。柄は選手の長靴に装着した時に拍車の中央背部から直ぐ後ろへ、カーブを描くか真直に出ているものでなければならない。拍車の腕は表面が滑らかで、鋭利でないこと。輪拍の場合は輪が鋭利でなく滑らかであり（先端が鋭角でないもの）、自由に回転するものであること。丸みのある硬質プラスチック製のノブ付き金属製拍車（「インパルス」拍車）は使用が認められる。柄なしの「擬似」拍車も使用が認められる。

4.1 チルドレンとポニー競技では拍車の着用は任意であるが、使用する場合は鋭利でない金属製であり、長靴から拍車先端までの測定で3.5cm以内の拍車のみ認められる。輪拍は認められない。

5. **イヤフォンおよび／または他の電子通信機器**をFEI馬場馬術競技において演技中に使用することは厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。しかしトレーニングおよびウォームアップ中のイヤフォンあるいはこれに類する機器の使用は認められる。

## **第432条 名誉バッジ**

1. 名誉バッジは（FEI一般規程第に概説の通りの特典がある）、CDIOのグランプリにて上位15位までに入った選手に次の基準で授与される：

- |            |           |
|------------|-----------|
| 14回のCDIOにて | - ゴールドバッジ |
| 10回のCDIOにて | - シルバーバッジ |
| 6回のCDIOにて  | - ブロンズバッジ |

2. CDIOのグランプリスペシャルへの出場（FEI選手権大会方式）は、2回のCDIOに相当する。
3. CDIOでのグランプリスペシャルか自由演技グランプリへの出場（ネーションズカップ方式）は、2回のCDIOに相当する。
4. FEI大陸選手権大会、FEI世界選手権大会、オリンピック大会のグランプリスペシャルへの出場は、3回のCDIOに相当する。
5. CDIOの自由演技グランプリへの出場（FEI選手権大会方式）は、3回のCDIOに相当する。
6. FEI大陸選手権大会、FEI世界選手権大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナル、オリンピック大会の自由演技グランプリへの出場は、4回のCDIOに相当する。
7. 名誉章バッジの申請にはそれを裏付けるものの添付が必要である。

## 第5章 馬／ポニー

### 第433条 馬／ポニーの年齢

1. 馬は品種を問わず、以下の通りの国際馬場馬術課目に出場できる：

馬場馬術課目カテゴリー		馬の最低出場年齢
シニア課目	CDI1 * 課目	7歳以上
	CDI2*とそれ以上の課目	8歳以上
U25ライダー課目	すべて	8歳以上
ヤングライダー課目	すべて	7歳以上
ジュニアライダー課目	すべて	6歳以上
チルドレン課目	すべて	6歳以上
ポニーライダー課目	すべて	6歳以上

#### 1.2 馬年齢別カテゴリー：5歳、6歳、7歳のヤングホース対象競技／競技会

2. 馬の年齢は生まれた年の1月1日（南半球では8月1日）を起算日とする。出生国が不明の場合は北半球で用いられる計算式を適用する。

A = 年齢（年表記）

C = 現行年

B = 出生年

北半球では馬の年齢を次のように計算する（標準年齢計算）：

$$A = C - B$$

南半球では（1月1日ではなく）8月1日で年齢が加算され、次のように計算する：

馬場馬術		現在の日付	
		7月31日まで	8月1日以降
生まれ	7月31日以前	$A = C - B$	$A = C - B + 1$
	8月1日以降	$A = C - B - 1$	$A = C - B$

### 3. 体高：

3.1 すべてのレベルにおいて、馬は蹄鉄なしの状態で鬃甲の高さが148cmを超えるものでなければならない。

3.2 ポニーの体高とその測定：獣医規程参照

4. チルドレン競技会（CDICh）：西ヨーロッパ域外で行われるCDIChではポニーの参加が認められる（チルドレン対象のFEI馬場馬術大陸選手権大会には適用しない）。

## 第434条 馬装－装具

最新情報については、FEIウェブサイトで公開されている馬具、装具および服装の使用に関するFEI馬場馬術およびパラ馬場馬術ガイドラインも参照のこと。

以下について義務づけられている：

1. **馬場鞍**は馬体によくフィットし、ほぼ垂直に長いあおり革と、英国式鐙あるいはセイフティ鐙を備えたものであること。

1.1 **鐙**は閉鎖タイプのものであり、付属物があってはならない。セイフティ鐙は外側に開口部のある場合がある。足は全体あるいは部分的であっても包み込まれてはならず、また決して（マグネットなどで）鐙に付着させてはならない。

1.2 **サドルパッド**は白色かオフホワイトであること。対比色と縁飾りは認められる。ストライプ入りや多彩色のパッドは許可されない。

1.3 サドルカバーの使用は認められない。

1.4 ポメルストラップの使用は認められる。

### 2. 鼻革つき頭絡

2.1 バックルや詰め物を除き、ヘッドストール（面がい）と鼻革はすべて革あるいは革様素材で作られていなければならない。頭絡に詰め物をするとは認められる。ヘッドストールの皮革部分を補強するためナイロンあるいは他の非金属素材を使うことはできるが、馬体に直接触れるようではならない。項革と頬革についてのみ、弾力性のある詰め物をするのが許可され

るが、馬体や銜に直接接触れるものであってはならない。

2.1.1 額革は必要であり、項革あるいはヘッドストールに接するパーツを除いては、革あるいは革に類する素材である必要はない。

2.1.2 頭絡の項革は項のすぐ後ろに位置しなければならず、項の方へ広がっていても良いが頭蓋の背後にかかってはいけない。

2.1.3 交叉鼻革あるいはミクレム頭絡が使われる場合を除き、喉革が必要である。

2.1.4 手綱は頭絡銜から拳まで、途切れなく繋がっている革紐あるいは綱である。手綱に付属物を付けたり、延長させることは認められない。銜の両端は各々別の手綱に繋がっていなければならない。手綱は銜にのみ取り付けることができる。手綱はロープ素材で作られていてはならない。

2.1.5 いかなるレベルの競技でも、馬を傷つけるほどに鼻革をきつく締めてはならず、スチュワードマニュアルの鼻革プロトコルに定める検査を行わなければならない。

2.1.6 耳の自由な動きを妨げるいかなる用具も使用が禁止される。

2.1.7 **大勒頭絡**はカブソン鼻革と小勒銜、グルメット付き大勒銜で構成されていなければならない。コンビ鼻革は下の“フラッシュ”ストラップなしで使用できる。カブソン鼻革やグルメットも馬を傷つけるほどにきつく締めてはならない。

2.2 CDI1\*とCDI2\*、CDIO1\*、CDIO2\*、CDIJ、CDIOJ、CDIY、CHIOY、CDIU25（インターメディアイトII課目）、7歳馬対象のCDIYH、ジュニアおよびヤングライダー選手権大会では水勒頭絡あるいは大勒頭絡の使用が認められる。

2.2.1 CDIP/Ch、CDIOP/Ch、ポニー選手権大会、チルドレン選手権大会、5歳馬と6歳馬対象のCDIYHについては、審査用紙に記載があれば水勒頭絡を使用する。

2.2.2. 基本的な水勒頭絡には通常のカブソン鼻革、ドロップ鼻革、フラッシュ鼻革、交叉鼻革、コンビ鼻革あるいはミクレムの併用が必要であり、もしくはこれらに類似したデザインの頭絡使用が求められる。

3. **銜** 水勒銜、小勒銜、大勒銜は滑らかな表面でなければならない。ねじり銜とワイヤー銜は禁止である。銜は金属、耐久性のあるプラスチック合成素材、あるいは弾力性のあるゴムで作られていなければならない。銜をゴム/ラテックスでカバーしてもよい。

銜は舌に力学的な拘束をもたらすものであってはならない。小勒銜／水勒銜および／または大勒銜の銜身直径は馬を傷つけない程度とする。大勒銜の銜身直径は12mm以上、小勒銜は10mm以上とする。馬に使用する水勒銜の場合は直径12mm以上、ポニー用は直径10mm以上とする。銜身の直径は銜身のリングあるいはチーク付近で測る。

3.1 水勒銜 – 大勒頭絡の使用が必須でない場合は水勒銜が許可される。

3.1.1 水勒銜はルースリング、D-リング、エッグバットチーク、ハンギングチークと共に使用可能である。シングルジョイントあるいはダブルジョイントの水勒銜もアップーチークあるいはロウアーチーク、フルチークもしくはフルマーチークと共に使用可能である。ルースリングにはリング周囲にスリーブ (sleeve) を付けることができる。

3.1.2 水勒銜にはジョイントが2ヶ所までであってもよい。ダブルジョイント水勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならず、ローラー以外に可動部分があってはならない。中央接続部は銜身とは異なる方向へ傾斜していても良いが、丸みを帯びたエッジでなければならず、舌押えの作用があってはならない。

3.1.3 ダブルジョイント水勒銜あるいは回転式銜身付きの水勒銜は、舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の側縁下部から最大で高さ30mmとする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならず、その幅は少なくとも30mm必要である。ジョイントあり／なしの水勒銜の銜身は、上述した寸法内でカーブしていても良い。

3.2 小勒銜 – 小勒銜は、大勒銜と併用して大勒頭絡を構成する水勒銜と定義される。

3.2.1 小勒銜はルースリングおよびエッグバットチークとの併用が可能である。

3.2.2 小勒銜には1ヶ所あるいは2ヶ所のジョイントがなければならない。ダブルジョイント小勒銜の中央接続部としてバレルあるいはボールジョイントが認められるが、中央部分の表面は硬質でなければならず、ローラー以外に可動部分があってはならない。中央接続部に舌押えの作用があってはならない。

3.2.3 銜の中央接続部にロックがかかり、ミュールマウス水勒銜の効果がある小勒銜は許可されない。

3.3 大勒銜

3.3.1 大勒銜の銜身から下のレバーアーム（銜枝）の長さは10cmまでとする。アップーチークはロウアーチークより長くはならず、5cm以内とする。大勒銜に遊動式銜身がついている場合、大勒銜の銜身から下のレバーアームの長さは、銜身が一番高い位置にある時に10cmを超えてはならない。

3.3.2 大勒銜には真直ぐなチークあるいはS字形チークをつけることができる。回転式レバーアーム（銜枝）を付けても良い。

3.3.3 銜身は真直ぐであるか、あるいは舌ゆるめとなるような形状でも良い。舌ゆるめの余裕は舌の側縁下部から最大で高さ30mmとする。最も幅広の部位は銜身が舌に接する部分でなければならない、その幅は少なくとも30mm必要である。

3.3.4 グルメットは金属製か革製、あるいはその組み合わせでもよい。グルメットカバーは革、ゴム、あるいはシープスキン製でもよい。グルメットのフックは固定しても、固定しなくても良い。リップストラップ、およびゴムや皮、シープスキン製のグルメットカバーは任意である。

4. 鞭 すべての国際競技会において、アリーナでの演技中はいかなる種類の鞭も携帯することはできない。ただし練習馬場で全長が1.20mまで（ポニー競技では1.00mまで）の鞭を1本使用することは認められる。鞭は競技用アリーナの周囲スペースへ入る前に落とさなければならず、落とさなかった場合は減点となる。

4.1 競技会場に到着した時点から騎乗、手綱を引いて常歩で歩かせること、引き馬、あるいは調馬索運動（調馬索用追い鞭は許可）を行う選手についてのみ、鞭を1本（1.20m以内／ポニーの場合は1.00m以内）携帯することが認められる。グルームも上記のように馬を常歩で歩かせること、引き馬、調馬索運動を行うことができる。他の者は馬のトレーニングに関わりがない場合に限り、鞭の携帯が認められる。安全上の理由から、表彰式では鞭の携帯が認められる。

5. 装具 トレーニング、ウォームアップおよび競技においてマルタンガール、胸あて、ビットガード、あらゆる装具（ベアリングレイン、サイドレイン、ランニングレイン、バランシングレイン、ネーザルストリップなど）、および馬の視界を妨げるあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止され、これに違反した場合は失権となる。

## 6. 追加項目：

6.1 人工の尾／長く見せるために付ける尾の使用が認められる。（ホックや紐穴を除いて）人工の尾に金属部分があってはならず、また重りを付けてもいけない。演技終了時に行う馬装チェックの際にランダムチェックを行い、本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

6.2 イヤーフードはすべての競技会で使用が認められ、これにより雑音を軽減する効果も見込まれる。しかしながらイヤーフードで馬の目を覆ってはならない。イヤーフードは控えめな色合いとデザインであること。イヤーフードを鼻革に装着することはできない。

6.3 馬に耳栓を使用することは禁止であるが、安全上の理由からホースインスペクションと表彰式においては許可される。演技終了時に行う馬装チェックの際にランダムチェックを行い、本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

6.4 馬に人工的な飾りを施すことは認められない。馬体のいかなる部位にも塗料を塗ることは認められず、傷あるいは怪我の存在を隠すために使用することも許可されない。演技終了時に行う馬装チェックの際にランダムチェックを行い、本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

6.5 馬の口周囲に何らかの物質（シェイビングクリームなど「マシュマロフラフ」様のもの）を使用して泡立ちを模すことは厳しく禁止される；本規定に違反している場合はイエローカードが出され、失権となる。

7. フライマスク：競技用アリーナではフライマスクの使用は禁止であるが、ウォームアップおよびトレーニングアリーナでは、チーフスチュワードと競技場審判団長の判断で許可される場合がある。

**8. 馬装のチェック** 禁止された装備で選手がフィールドオブプレイに入ることを防止するため、最終ウォームアップ馬場を出る前にスチュワードによる目視チェックが行われることがある。目視チェックは選手をサポートする意味合いがあり、義務づけではないため、選手はサポートを断ることができる。しかし禁止された馬装で入場しない責任はすべて選手にある。スチュワード1名を選任して、各馬がアリーナを出た直後に馬装をチェックさせなければならない。馬装が規定にそぐわない場合はC地点審判員に報告し、これが確認されれば当該馬は即時失権となる。馬によっては口が非常に敏感なため、頭絡の点検には細心の注意を払わなければならない（FEIスチュワードマニュアルを参照）。

8.1 要請された場合にイヤーフードを外すのは選手／グルームの責務である。

スチュワードは、頭絡を点検する際に使い捨ての手術用／保護用手袋を着用しなければならない（各馬につき新しい手袋1組を使用しなければならない）。

9. ウォームアップとトレーニングエリア 前記1項～7項はウォームアップ馬場や他のトレーニングエリアにも適用されるが、これらの馬場ではカブソン鼻革や通常のドロップ鼻革、メキシコ鼻革、フラッシュ鼻革付きの水勒頭絡、ブーツ、バンデージの使用が認められる。

9.1 調馬索運動では、ロンジングカブソン、両側に1本ずつのサイドレーンあるいはダブル・スライディング式サイドレーン（トライアングル）が許可される。調馬索運動では調馬索用レーン1本のみが使用が許可され、調馬索用カブソンあるいは水勒銜／小勒銜に装着する。



大靱衝に調馬索用レーンを装着して調馬索運動を行うことは認められない。

**10. 個体識別番号** 競技会期間を通して、各馬は選手が準備する個体識別番号を継続して使用する。スチュワードを含むどの役員でも馬の個体識別ができるよう、（到着時から競技会終了まで）実際の競技中、また練習およびスクーリングエリアで運動を行ったり、引き馬で歩かせるなど、いかなる時もこの番号を付けていることが義務づけられる。この番号の表示を怠った場合は先ず警告を受け、これが繰り返された場合は競技場審判団から当該選手に罰金が科せられる。個体識別番号の文字色は指定しないが、白地に控えめな記載とする。個体識別番号は少なくとも馬の片側には表示しなければならない。

**11. ブーツとバンデージ**：すべての国際競技会において、アリーナでの競技中は馬の肢にブーツおよび／またはバンデージを付けることは禁止である。ブーツおよび／またはバンデージは、競技用アリーナ周囲のスペースへ入場する前に外さなければならず、これを怠った場合は選手にペナルティが科される。

#### **第435条 ホースインスペクション-獣医検査**

ホースインスペクションと獣医検査は獣医規程に従って行わなければならない。

#### **第436条 馬のパスポート**

馬のパスポートについてはFEI一般規程を参照のこと。

#### **第437条 馬の薬物規制**

馬の薬物規制はFEI一般規程、獣医規程、馬ドーピング防止および治療規制規程、その他適用され得るFEI諸規程に従って行わなければならない。

#### **第438条 馬への虐待行為**

FEI一般規程に「馬に対する虐待行為」の記載があり、これら諸規定はすべてのFEI馬場馬術競技会に適用される。

#### **第439条 馬のスクーリング**

1. FEI承認の実施要項に基づく厩舎の公式開場以降、また競技会期間を通して、選手が参加申込している馬／ポニーに選手以外の人物が騎乗することはできず、これに違反した場合は失格となる。例えば、装鞍した馬／ポニーにグルームが騎乗して安全な長手綱で常歩を行うことはでき、また調馬索や選手のトレーナーもしくはその代理による地上からの助言は許可されるということである。この規定に関する例外は異例な状況下においてのみ、FEIあるいは競技場審判団長による書面をもって認められることがある。

2. 公式なトレーニング用馬場以外のエリアで馬を調教することは、いかなる場合も認められない。

スチュワードが監視できない場所でのスクーリングは許可されない。本規定に反した場合はイエローカードが出され、失権となる。

3. 馬の健康とウェルフェアを守るために配置された獣医師、あるいは競技会で認定されたFEI役員による許可がない限り、いかなる目的でも馬を厩舎、競技エリアあるいはスチュワード管轄エリアから退出させることはできない。

## 第6章 役員

### 第440条 審判員のカテゴリー

1. 審判員は4つのカテゴリーに分けられる：レベル1（L1）、レベル2（L2）、レベル3（L3）、レベル4（L4）。L1、L2、L3、L4審判員の資格と最低要件はFEIが別途公表し、FEI馬場馬術審判員教育システムにて管理する。

### 第441条 競技場審判団

1. すべての国際馬場馬術競技において、競技場審判団は3名以上、7名以内の審判員で構成しなければならない。競技場審判団メンバーはFEIリストから選考された国際審判員であること。審判員は4つのカテゴリーに分けられる：L1審判員～L4審判員。

2. オリンピック大会、グランプリレベルでのFEIシニア馬場馬術選手権大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルでは、FEIがメンバー7名と予備審判員1名で構成する競技場審判団を選任する。

2.1 オリンピック大会、すべてのFEI選手権大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルと地域大会では、すべての審判員が互いに国籍の異なる者でなければならない。

3. 競技場審判団メンバーは全員が英語を話さなければならない。

4. 各審判員には、英語を話せて記述できる書記を1名ずつ付けて補佐させなければならない。電子馬場馬術スコアリング・システムが適用される場合、書記はこれを操作できなければならない。

5. C地点審判員は、希望すれば書記の他に特別アシスタントを1名要請することができ、このアシスタントの任務は課目の進み具合を追って、C地点審判員に「経路違反」および／または「運動項目の誤り」を伝えることである。

6. 審判員の内規は行動規範と馬場馬術審判員規範に記載されている（一般規程を参照）。

7. 予備審判員 あらゆるレベルのFEI選手権大会および大会（Games）において、7名か5名の競技場審判団メンバーが選任されている場合には、審判員のうち1名が出席できない事態に備えて予

備審判員を1名選任しなければならない。グランプリレベルでの世界および大陸選手権大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルでは予備審判員を競技会場に臨場させることとし、またこれよりも低いレベルの選手権大会および大会でもできる限り配置する。

8. FEI選任の外国人審判員 外国人審判員はFEIにより選任を受け、FEIを代表して任務を行う。FEIが外国人技術代表を選任している競技会では、外国人審判員を選任しない。

8.1 競技場審判団長あるいはその他の審判団メンバーが、その国際競技会の開催国とは異なる国籍を有している場合には、外国人審判員としての職務を果たすことができる。外国人審判員の役割は競技がFEI規程に則って遂行され、FEI承認の実施要項に準拠して確実に開催されるようFEIを代表して尽力することである。

8.2 CDIOとすべてのCDIでは、競技場審判団長または審判団メンバー1名が外国人審判員として活動し、外国人審判員報告書を作成することが求められる。外国人審判員は実施要項中に明記される必要があり、またでき得る限りL4審判員とする。

## 9. 審判員の選任

9.1 グランプリレベルでのFEI選手権大会と大会において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーはL4審判員のFEIリストからJSPの推薦を受け、FEI馬場馬術テクニカル委員会/FEI本部が選任する。同団長とメンバーは全員がすべての競技で審査を行う。審判員は全員が互いに国籍の異なる者でなければならない。

9.2 グランプリレベル以外のレベルにおけるすべてのFEI選手権大会と大会において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーはL3とL4審判員のFEIリストからJSPの推薦を受け、FEI馬場馬術テクニカル委員会/FEI本部が選任する。

9.3 U25とヤングライダー、ジュニア、チルドレン、ポニーライダー対象のFEI大陸選手権大会において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーはFEIが馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、L4とL3審判員のFEIリストから選任する。ヨーロッパ・ユース選手権大会の審査プロセスを監督するため、FEIはJSPメンバーを1名選任する。

9.3.1 ユース対象のFEI選手権大会が併催される場合は、各FEI大陸選手権大会について、FEIが審判長1名を含む5名構成の競技場審判団をL4とL3審判員リストから選任する。

9.4 FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルにおいて、競技場審判団長とその他6名の審判団メンバーはFEIが馬場馬術テクニカル委員会の協力を得て、L4とL3審判員リストから選任する。少なくとも6名のL4審判員と1名のL3審判員。互いに国籍の異なる審判員を6名以上選任する。少なくともL3審判員を1名、選任しなければならない。

9.5 FEIワールドカップ™馬場馬術予選競技において、審判員はL4とL3審判員リストから選任

しなければならない。FEIから事前承認を受けている場合に限り、例外的にL2審判員を1名選任できる。WELにおいてはFEIが外国人審判員を選考する。FEIワールドカップ™馬場馬術競技会規程を参照のこと。少なくともL3審判員を1名、選任しなければならない。

9.6 CDIO（NCを含む）において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がFEIの合意を得てFEI L4およびL3審判員リストから選任する。

9.6.1 CDIOでは5名の競技場審判団メンバーのうち少なくとも3名は、互いに国籍の異なる外国籍の者でなければならない。

9.7 CDI5\*において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がFEIの合意を得てFEI L4およびL3審判員リストから選任する。L4審判員を3名以上、そして互いに国籍の異なる外国人審判員を3名以上選任するものとする。L3審判員を1名以上選任しなければならない。

9.8 CDI4\*において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がFEIの合意を得てFEI L4審判員およびL3審判員リストより選任する。L4審判員を2名以上、そして互いに国籍の異なる外国人審判員を3名以上選任するものとする。L3審判員を2名以上選任しなければならない。

9.9 CDI3\*において、競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がFEIの合意を得てFEI L4、L3、L2審判員リストより選任する。西ヨーロッパで開催されるビッグツアーでは、L2審判員1名を少なくとも1競技にて審判団に加えることが義務づけられ、西ヨーロッパ域外ではこれが推奨される。だが5名構成の競技場審判団におけるL2審判員の選任は2名までとする。L3審判員を1名以上選任しなければならない。少なくとも3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人審判員とする。西ヨーロッパ域外では3名の外国人審判員のうち2名までは同国籍でもよい。

9.10 CDI2\* 審判員は3名以上とする。競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がFEI L4、L3、L2審判員リストより選任する。5名構成の競技場審判団では、開催国NFから現役として活動している（当該NFが判断）国内グランプリ審判員も1名選任できる。5名構成の競技場審判団では、少なくとも2名が互いに国籍の異なる外国人でなければならない。3名構成の競技場審判団の場合は、1名が外国人でなければならない。

9.11 CDI1\* 審判員は3名以上とする。競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がFEI L4、L3、L2、L1審判員リストより選任する。5名構成の競技場審判団では、開催国NFから現役として活動している（当該NFが判断）国内グランプリ審判員も1名選任できる。5名構成の競技場審判団では、少なくとも2名が互いに国籍の異なる外国人でなければならない。3名構成の競技場審判団の場合は、1名が外国人でなければならない。

9.12 CDI-U25 FEI審判員は3名以上とする。競技場審判団長とその他の審判団メンバーは

組織委員会がFEI L4、L3、L2 審判員リストより選任する。5名構成の競技場審判団では、開催国NFから現役として活動している（当該NFが判断）国内グランプリ審判員も1名選任できる。3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも2名が互いに国籍の異なる外国人審判員でなければならず、また5名構成の競技場審判団では少なくとも3名が互いに国籍の異なる外国人審判員でなければならない。CDIOU25では3名の審判員が外国人であり、互いに国籍の異なる者でなければならない。

9.13 CDIY/CDIJ/CDIP/CDICH 審判員は3名以上とする。競技場審判団長とその他の審判団メンバーは組織委員会がL4、L3、L2、L1 審判員リストより選任する。5名構成の競技場審判団では、開催国NFから現役として活動している（当該NFが判断）国内審判員も1名選任できる。3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも2名が互いに国籍の異なる外国人審判員でなければならず、また5名構成の競技場審判団では少なくとも3名が互いに国籍の異なる外国人審判員でなければならない。西ヨーロッパ域外では、3名構成の競技場審判団の場合は少なくとも1名が外国人審判員でなければならない。CDIOについては3名の審判員が外国人であり、互いに国籍の異なる者でなければならない。

9.14 CDIYH ヤングホース馬場馬術競技会の審判員として承認を受けた者のFEIリストから少なくとも3名を競技場審判団に選任し、そのうち少なくとも1名は外国人でなければならない。詳細については5歳馬、6歳馬、7歳馬対象の国際馬場馬術競技に関する指針を参照のこと。

10. 1日に審査を行うことができる人馬コンビネーション数の上限 　いかなる競技会においても、1名の審判員に対して1日に約40名を超える選手の審査を依頼してはならない。

11. 競技場審判団長および／またはFEI選任の外国人審判員は、ホースインスペクションに間に合うよう現地へ到着し、最終競技終了後30分は現場に残らなければならない。これができない場合には、FEIと組織委員会の指示に従い、競技場審判団の他のメンバーにこれを委託することができる。

12. 競技場審判団メンバーが競技の前あるいは途中（競技課目の一部あるいはそれ以上）で審査ができなくなった場合は、この審判員のスコアを当該競技全体の成績リストから削除する。

13. 審判員として必要な資格については、審判員に関する付則とFEI馬場馬術審判員教育システムを参照のこと。

競技場審判団（シニア対象競技会）：

CDI1*/ CDIO1*	CDI2*/ CDIO2*	CDI3*/ CDIO3*	CDI4*/ CDIO4*	CDI5*/ CDIO5*
<p>CDI1* 競技場審判団は組織委員会がL1~L4審判員リストより選任した3名以上</p> <p>5名構成の競技場審判団では国内審判員を1名選任可能</p> <p>5名構成の競技場審判団では少なくとも2名は外国人であること。3名構成の競技場審判団では少なくとも1名は外国人であること。</p> <p>CDIOの競技場審判団は5名構成で3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人であること。</p>	<p>競技場審判団は組織委員会がL2~L4審判員リストより選任した3名以上</p> <p>5名構成の競技場審判団では国内審判員を1名選任可能</p> <p>5名構成の競技場審判団では少なくとも2名は外国人であること。3名構成の競技場審判団では少なくとも1名は外国人であること。</p> <p>CDIOの競技場審判団は5名構成で3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人であること。</p>	<p>組織委員会がL2~L4審判員リストより選任した5名の競技場審判団</p> <p>西ヨーロッパでは1名以上、2名までのL2審判員の選任が必須。これは、ヨーロッパ域外では推奨。</p> <p>少なくとも3名の審判員は外国人であること。西ヨーロッパ域外のCDI3*では3名のうち2名は同国籍でもよい。</p> <p>CDIO3*では少なくとも3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人であること。</p>	<p>組織委員会がFEIの合意を得てL3~L4審判員リストより選任した5名の競技場審判団</p> <p>2名以上のL4審判員の選任が必須</p> <p>2名以上のL3審判員の選任が必須</p> <p>少なくとも3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人であること。</p> <p>7名の審判員構成も可能で、4名は外国人、2名までは同一NF所属でもよい。</p>	<p>組織委員会がFEIの合意を得てL3~L4審判員リストより選任した5名の競技場審判団</p> <p>3名以上のL4審判員の選任が必須</p> <p>1名以上のL3審判員の選任が必須</p> <p>少なくとも3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人であること。</p> <p>7名の審判員構成も可能で、4名は外国人、2名までは同一NF所属でもよい。</p>

CDI-W	グランプリレベルでのFEI選手権大会と大会	グランプリレベル以外のレベルでのFEI選手権大会と大会
<p>組織委員会がFEIの合意を得てL3~L4審判員リストより選任した5名構成の競技場審判団</p> <p>WEL：3名以上のL4審判員の選任が必須で、外国人審判員はFEIが選任</p> <p>少なくとも1名のL3審判員の選任が必須</p> <p>7名の審判員構成も可能で少なくとも4名は外国人とし、2名までは同一NF所属でもよい。少なくとも3名の審判員は互いに国籍の異なる外国人であること。</p>	<p>JSPの推薦に基づきFEIがL4審判員リストから選任した7名構成の競技場審判団</p> <p>競技場審判団長とすべてのメンバーがすべての競技を審査する。</p> <p>審判員全員が互いに国籍の異なる者であること。</p>	<p>JSPの推薦に基づきFEIがL4とL3審判員リストから選任した5名構成の競技場審判団</p> <p>競技場審判団長とすべてのメンバーがすべての競技を審査する。</p> <p>審判員全員が互いに国籍の異なる者であること。</p>

CDIU25	CDIY/CDIJ/CDIP/CDICH	FEIユース選手権大会
<p>競技場審判団は組織委員会がL2~L4審判員リストより選任した3名以上</p> <p>5名構成の競技場審判団では国内審判員を1名選任可能</p> <p>5名構成の競技場審判団では少なくとも2名は外国人であること。CDIOでは外国人審判員は互いに国籍の異なる者であること。</p> <p>3名構成の競技場審判団では少なくとも1名は外国人であること。</p>	<p>競技場審判団は組織委員会がL1~L4審判員リストより選任した3名以上</p> <p>5名構成の競技場審判団では国内審判員を1名選任可能</p> <p>5名構成の競技場審判団では少なくとも2名は外国人であること。CDIOでは外国人審判員は互いに国籍の異なる者であること。</p> <p>3名構成の競技場審判団では少なくとも1名は外国人であること。</p>	<p>JSPの推薦に基づきFEIがL4とL3審判員リストから選任した5名構成の競技場審判団</p> <p>競技場審判団長とすべてのメンバーがすべての競技を審査する。</p> <p>審判員は全員が互いに国籍の異なる者であること。</p>

## 第 442 条 ジャッジ・スーパーバイザー・パネル (JSP)

1. JSP の配置目的は、公正な審査を確保することにある。
2. JSP は理想的には審判員 2 名とトレーナー／選手 1 名、合わせて 3 名で構成するものとする。いずれの JSP メンバーも自立した個人であって経験豊か（審判員：L4）、広く尊敬を集めていて外交手腕があり、審判員規範を遵守し、誠実かつ意思疎通にたけた人物でなければならない。同じパネルには同一 NF 所属の JSP メンバーは 1 名のみとする。
3. オリンピック大会、グランプリレベルでの世界および大陸選手権大会、ワールドカップ・ファイナルでは JSP の設置が必須である。すべての CDI、CDIO、上記以外の選手権大会／大会において、JSP の設置は可能である。
  - 3.1 ユース対象のヨーロッパ選手権大会については、FEI が JSP メンバーを選任しなければならない。
4. JSP は明らかな技術的ミスおよびカウントの誤りを修正する場合がある。JSP は、審判員が出し得る審査点の範囲を超えた点数を出すことはできない。修正は点数を下げることも上げることも可能である。JSP は競技終了後直ちに、点数の修正を行った審判員への点数を修正したかを通知しなければならない。修正を入れて署名された書式を規定の審査用紙に添付し、選手に渡せるよう準備するとともに、点数の修正を受けた審判員には修正を入れた書式のコピーを渡す。
5. ある人馬コンビネーションにおける審判員の最終スコアが、当該コンビネーションに与えた他の審判員のスコア平均から 5%あるいはそれ以上（上下に）離れていた場合、JSP は全員一致の判断で、その特定スコアを最も近接したスコアに変更することができる。
6. 競技会において JSP はアリーナ全体を十分に見渡せる場所におり、審判員の出す点数が刻々と表示されるコンピュータースクリーンとともに、すべての騎乗を各演技中に巻き戻して再確認できるビデオ映像の提供を受けるものとする。

## 第 443 条 スチュワード

1. FEI 一般規程にスチュワードに関わる記載があり、これら諸規定はすべての FEI 馬場馬術競技会に適用できる。
  - 1.1 チーフスチュワードは競技会を通してスチュワード業務の組織に責任を負う。
  - 1.2 チーフスチュワードは厩舎セキュリティが競技会レベルに適したものであるか、また十分な人数のスチュワードが配置されているかを確認しなければならない。
  - 1.3 チーフスチュワード、組織委員会、競技場審判団、技術代表は開会式および閉会式など所



定の機能すべてについて、あるいは競技において必要となる組織的な機能が支障なく確実に遂行されるようにしなければならない。

1.4 選手権大会と大会（Games）については、FEIがレベル3の外国人チーフスチュワードを1名選任する。これに加えて組織委員会はレベル1以上のスチュワードを少なくとも2名選任しなければならない。

1.5 CDIとCDIOでは、組織委員会はレベル2スチュワード（チーフスチュワード）1名とレベル1以上のスチュワードを少なくとも1名選任しなければならない。

1.6 CDIO5\*では、組織委員会はレベル3スチュワード（外国人チーフスチュワード）1名とレベル1以上のスチュワードを少なくとも2名選任しなければならない。

1.7 競技会の規模（当該競技会全体の参加選手数）と種類に応じて、組織委員会はチーフスチュワードと協議のうえ、競技会までに十分な人数のスチュワードを選任しなければならない。

1.8 国際競技会におけるスチュワードは全員が少なくともレベル1資格を有していることが望ましい。そうでない場合は、チーフスチュワードから個々の職責について正式に指導を受けていなければならない。

#### **第 444 条 技術代表**

1. 外国人技術代表：FEIが必要とみなした場合、地域大会とFEI地域選手権大会については、競技場審判団メンバーではない技術代表を選任しなければならない。競技会のあらゆるレベルにおいて職務をこなす資格のある技術代表リストは、FEIが維持管理する。

1.1 FEIシニア大陸選手権大会、FEI世界選手権大会、オリンピック大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナルについては、FEIが技術代表を選任する。この技術代表は競技場審判団長、あるいは審判団メンバーであってはならず、馬場馬術技術代表のFEIリストから選考される。

1.2 FEIシニア大陸選手権大会、FEI世界選手権大会、オリンピック大会、FEIワールドカップ™馬場馬術ファイナル、FEIヤングライダーおよびジュニア選手権大会、FEI／スポーツホース世界ブリーディング協会（WBFSH）世界ブリーディング選手権大会で職務を遂行する資格のあるFEI技術代表のリストは、FEIが維持管理する。

1.3 技術代表は組織委員会およびチーフスチュワードと連携して、競技会の準備状況を事前に確認するとともに、これを承認しなければならない。技術代表は、獣医検査およびホースインスペクション、厩舎と選手の宿泊施設、競技会でのスチュワード業務などの競技会開催に関わる技術面および運営面での準備を承認しなければならない。技術代表は打ち合わせ会を指導するとともに、テクニカルスタッフ全員の作業を監督する。競技場審判団が判断を求められて下

した決定について、技術代表はそのすべてを調査し、競技場審判団へ報告および助言を行う。技術代表が準備事項全般について納得できる状態であると競技場審判団へ報告するまでは、技術代表の権限が絶対である。それ以降、技術代表は引き続き競技会の技術面・運営面を監督し、競技場審判団、獣医師代表団、組織委員会へ進言するとともに、これらを補佐する。技術代表はできる限り外国人とする。

2. 技術代表 選手権大会、大会、シリーズファイナルについては、FEIが競技場審判団に加えて技術代表を選任する。ユースアスリート対象のFEI選手権大会が他のユースカテゴリーのFEI選手権大会と同時開催される場合は、1名の技術代表が両方のFEI選手権大会で役職を遂行できる。このような場合はアシスタント技術代表の選任が推奨される。

#### **第 445 条 獣医師代表と獣医師代表団**

1. 地域大会およびオリンピック大会、FEIワールドカップ<sup>TM</sup>ファイナル、すべてのFEI選手権大会、CDIOでは獣医師代表団を組織する必要がある、獣医師代表団長と同メンバーは獣医規程に従って選任しなければならない。

2. CDIでは獣医規程に従って獣医師1名の臨場が必要であり、組織委員会が選任するFEI獣医師代表とみなされる。

#### **第446条 役員に対する指針**

##### **1. 競技に出場している審判員および／またはトレーニングを行っている審判員**

FEI審判員は、同一暦年に同一大陸にてFEIシニア競技の審判員を務めつつ、国際競技へ出場することはできない。毎年1月1日までに、その年は審判員を務めることを希望するのか、あるいは競技への出場を希望するのか、所属NFを通してFEIへ申告しなければならない。

FEI審判員は自身が定期的にトレーニングを行っている選手を審査することはできない。

##### **2. 無活動**

3年を超える期間、審判業務から離れており、資格を再認定されていないFEI役員は、FEIによりFEI馬場馬術役員リストから除名される。また活動を行っていない／資格を再認定されていないという理由でリストから除名された役員で資格を復活させたい者は、改めて資格認定手順を踏まなければ復権できない。該当するFEI教育システムを参照のこと。

##### **3. 競技の評価**

課目の審査で総合成績に審判員間で5%を超える差が生じた場合、競技場審判団長および／または主任審判員／外国人審判員は、審判員らとミーティングをもって評定を行わなければならない。ミーティングはその競技終了後24時間以内に行わなければならない、高レベルの競技会に

においては該当する人馬コンビネーションのビデオを用いて行う。低レベル競技会の場合はビデオの使用が推奨される。

レベル2/3/4審判員は国際馬場馬術競技会にて競技場審判団長やその他の審判団メンバーのセクレタリーやアシスタントを務めることはできないが、レベル1、2、3審判員はSit-in（同席）することが認められる。レベル1審判員はインターメディエイトIIおよびそれ以上の競技でセクレタリーあるいはアシスタントを務めることができる。

諸条件の詳細およびFEI馬場馬術審判員の教育システムについては、FEIウェブサイト－馬場馬術を参照のこと。

#### **第447条 利益相反**

1. いかなる審判員も、その任務を受けることにより利益相反が生じると思われる場合には、競技会にて審判員を務めることができない。馬場馬術審判員のFEI規範（付則14）、FEI役員の行動規範、およびFEI一般規程を参照のこと。

2. 規範／諸規程の違反についてはFEIと馬場馬術テクニカル委員会へ報告を行い、FEI法務部門に付託して対応を求める。

#### **第448条 規範**

1. FEIは国際馬術スポーツにて職務を務めるすべての者に対し、FEI役員の行動規範（一般規程参照）およびFEI馬場馬術審判員規範の遵守を求める：

2. FEI馬場馬術審判員は馬場馬術と馬のエキスパートであり、馬場馬術の原理およびFEI諸規程を熟知し、その技術的力量に基づいてFEI国際馬場馬術競技を審査する資格を得た者である。

3. 審判員は常にFEIを代表するものである。

4. 審判員は実際の利益相反または利益相反になると思われる行為を避けなければならない。審判員は選手、馬のオーナー、トレーナー、組織委員会およびその他の役員に対して中立で、他に依存せずフェアな立場を維持し、またチームに融合しなければならない。金銭的および／または個人的関心が審査方法に影響を及ぼすことがあってはならず、または及ぼしていると思われる状況も認められない。

5. 競技会期間中を通して健康であり、任務遂行に適した状態を維持することは審判員の責務である。

6. これに限定するものではないが、CDIにて任務を遂行するうえで「利益相反」に至る、または至ると思われる行為は以下の通りである：

- 競技会の開催前12ヶ月間に3日間を超えて、これに出場する馬／選手をトレーニングすること、あるいは；
- オリンピック大会、世界馬術選手権大会（WEG）、グランプリレベルの大陸選手権大会、またはワールドカップ・ファイナルの開催前9ヶ月間、およびその他FEI競技会の開催前3か月間に馬／選手をトレーニングすること。
- 愛国主義的な審査を行うこと。

7. 審判員には上記のいずれか、またはその他の利益相反もしくは利益相反とみなされ得る状況についてFEIへ書面にて通知する責任がある。

8. 審判員は担当する競技課目について十分に準備し、組織委員会および他の審判員らと緊密に協力しなければならない。

9. 審判員はしかるべき服装を着用し、常にFEIを代表している自覚がなければならない。ジャッジ・シグナリング・システムを除き、審査中はジャッジボックス内で携帯電話を含む電子通信機器を使用することは禁止される。その日の審査が終了するまで、審判員は飲酒をするべきではない。審判員は審査に際して、前に行われた課目のスコアを使用してはならない。

10. ジャッジボックスへは、（昇格要件を満たすための役員を含む）審判業務に関わる者のみ入ることができる。いかなる例外も競技場審判団長の事前承認が必要であり、FEIへの外国人審判員報告書に記載しなければならない。メディアあるいは記録機器をジャッジボックスへ入れることは認められない。

11. FEIとFEI馬場馬術委員会は、本規範とFEI諸規程に従わない審判員に対して懲戒処分をとる権利を有する。

そのような懲戒処分には以下が含まれる（一般規程も参照－FEI役員の行動規範）：

- 警告文書
- 一時的な資格停止
- 降格
- FEI馬場馬術審判員リストからの除名

#### **第449条 FEI役員への立替清算と日当**

##### **1. FEI役員への償還**

国際馬場馬術競技会で業務を担う審判員、技術代表、スチュワードおよびJSPメンバーは以下の支払いを受ける：

2. 渡航費用全額の清算。審判員には、渡航に要する時間や乗り継ぎなどを最小限に減らして便宜を図った旅程を提示するものとする。渡航プランについては、先ず当該審判員へ提示して了解を得たうえで予約をとらなければならない。6時間以上のノンストップフライトの場合はビジネスクラスを提供しなければならない。いかなる場合でも組織委員会と審判員との間で個別に渡航取り決めを行うことができる；例：エコノミークラスのフライト利用であれば日当を高くする。

3. 交通機関－空港とホテル間の移動手段については審判員と事前に連絡をとり、適切な手配を行う。自宅から自国空港までの交通機関の費用あるいは自国空港での駐車料金は、組織委員会が立替清算をしなければならない。

4. （朝食に加えて）1日2回の適切な食事。組織委員会がその提供を怠った場合、審判員は一食につき25ユーロの日当追加を求めることができる。

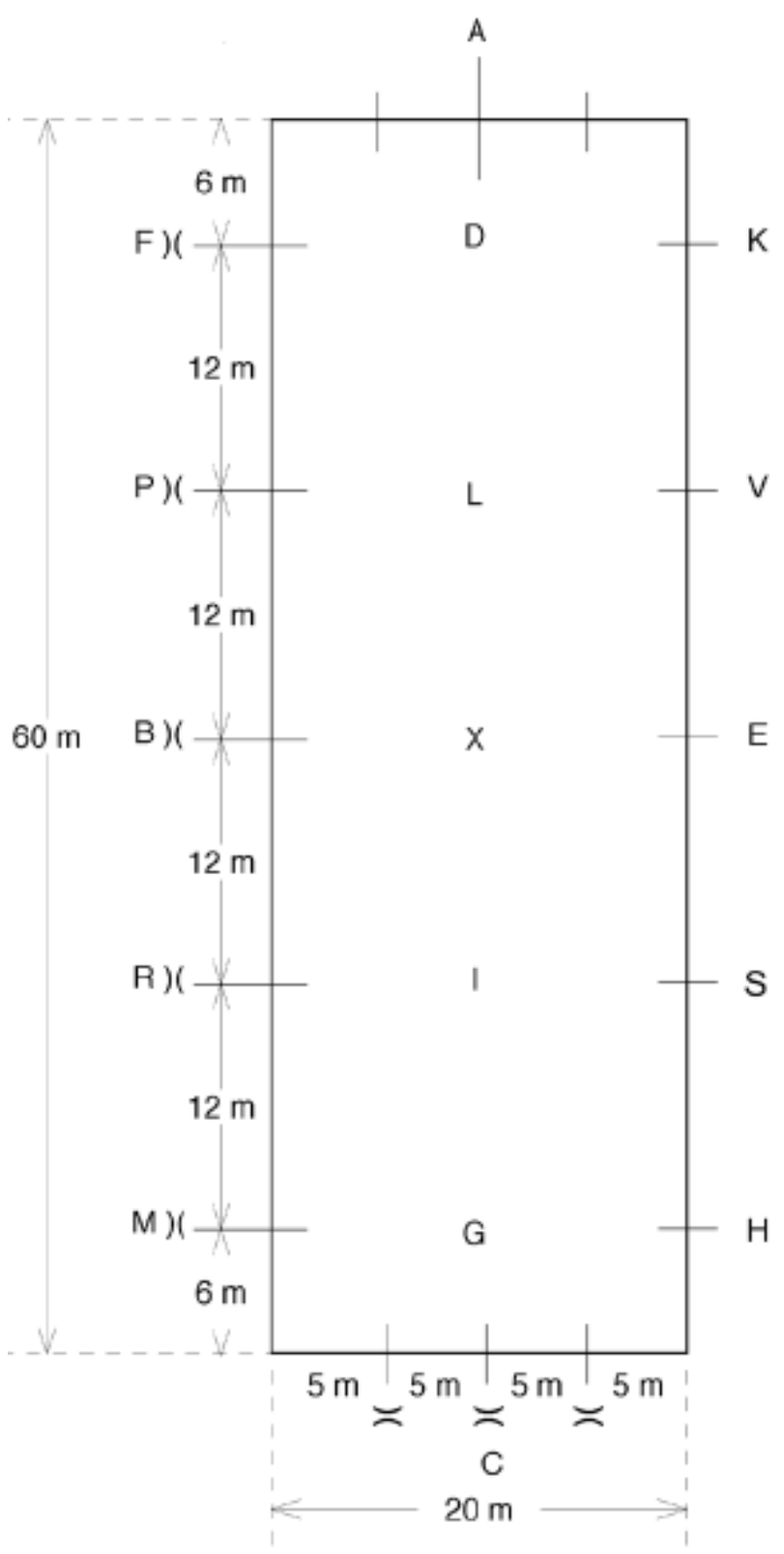
5. 宿泊－朝食付きで3\*以上のホテル宿泊（西ヨーロッパ基準）あるいは西ヨーロッパ域外ではこれに準ずる内容の提供。他の役員との同室は不可。

6. 120ユーロの日当（諸経費に対する報酬。この金額は該当する税金を組織委員会が支払った後の手取り額である。）。日当はすべての職務遂行日（競技の間に設けられた休養日を含む）に1日を加算して支払われるものとする。追加1日の日当については、職務遂行日に不都合なく移動できる場合に当該役員の判断で放棄することもできる。

7. 獣医師代表：獣医規程を参照。

8. 大会期間中、役員には職務を担当していない期間に競技を観戦できる適切な席を提供しなければならない。

付則1 馬場馬術アリーナ



## 付則2 貸与馬で行うCDI/CDIOの指針

FEIの承認を受けて、開催国NFが借り上げた馬匹を使用して国際競技会あるいは競技を開催することができる。その場合は以下の条件を適用する：

1. 実施要項には馬の借り上げと競技運営の追加条件を記載しなければならない。

ホースインスペクションと抽選の前に打ち合わせ会を行い、貸与馬と競技会運営に関する特定条件について、チーム監督や選手、ホースオーナー、役員に説明しなければならない。

2. 組織委員会が必要な頭数の馬（選手1名につき2頭まで）を準備する。選手は全員が同じ頭数の馬に騎乗できるようにするべきである。

2.1 いずれの馬も、使用する競技レベルに相当する競技能力をもつものでなければならない。世界馬場馬術ランキングリストに掲載されている馬を貸与馬競技に用いることはできない。

2.2 各選手に2頭ずつ割り当てただけの馬がない場合は、人数分に加えて少なくとも3～4頭のリザーブ馬を準備しなければならない。

2.3 馬の抽選は実施可能な範囲でできるだけ早く、遅くとも第1競技開始の24時間前までに行わなければならない。

3. ホースインスペクションは競技場審判団長/外国人審判員、獣医師代表団長あるいは獣医師代表、チーム監督あるいはチーム代表、および選手が臨席する場で行わなければならない。適正に馬の個体識別を行わなければならない。

3.1 ホースオーナーは馬場馬術規程第434条に準拠した頭絡を持参して当該馬に使用する。競技場審判団長は各馬の頭絡と銜の記録をとる。競技場審判団長の特別許可がある場合を除き、この頭絡と銜は競技会期間を通して変更することはできない。

3.2 リザーブ馬はすべてインスペクションを受けなければならない。FEI獣医師代表と競技場審判団長、および外国人審判員/技術代表が認めた場合にのみ代替が可能である。チーム馬はチーム内であれば交換できる。

4. 抽選：第1競技開始の当日か前日に、スターティングオーダーの抽選をFEI馬場馬術規程に従って行う。

5. 個人決勝競技を行う場合は次の要領で行わなければならない：

5.1 出場資格：団体競技の成績で、第18位で同点の人馬を含む上位18位までの人馬コンビネーションに出場資格がある。

5.2 スターティングオーダー – 個人決勝：予選競技で上位18位までに入った選手の騎乗馬の

中で抽選を行う。選手が団体競技、あるいはその他の予選競技で騎乗した馬と同じ馬にあたった場合は、もう一度抽選を行わなければならない。選手は1頭の馬でのみ出場できる。

5.3 最終個人順位：両競技（予選と個人決勝）の成績を最終個人順位にカウントする。各競技の得点率を合計する。

5.4 同点：第1位で同点となった場合は、個人決勝競技でスコアの高い選手を上位とする。

6. 抽選を行った後に獣医師代表／獣医師代表団が馬の競技出場は不適性であると診断した場合に備えて、組織委員会は妥当な頭数のリザーブ馬を提供するべきである。リザーブ馬名は抽選時に発表しなければならない。

6.1 上記の場合はリザーブ馬の抽選を行わなければならない。これらの馬はホースインスペクションに合格していなければならない。該当する選手数や馬の頭数に関わらず、抽選の際には選手数を上回る頭数の馬を準備する努力をしなければならない。

7. 競技会全体で、選手が各々2頭または3頭を抽選で引くような場合は、最低1時間の練習時間を設けなければならない、それは競技会開始の前日が望ましい。選手は全員が、各競技における各自の出番前に30分間のウォームアップと調教を行うことができる（5項に記載の競技を除く）。これについてはFEI技術代表とFEIスチュワードが監視しなければならない。

8. 国内馬だけが出場し、その個体識別がNF認定書類で可能な場合は、FEIパスポートを必要としない。



### **付則3 アマチュア**

#### **第1条 一般原則**

以下に定める規定は、アマチュアライダーにのみ適用される特定条件を考慮しつつ、アマチュアライダー競技の種類を世界的に統一することを目的としている。馬場馬術競技会のFEI 規程は、以下に別段の記載がある場合を除き、アマチュア選手対象のすべての国際馬場馬術競技会に適用される。アマチュアクラスを審査する場合、審判員は他のすべてのCDIにおける場合とまったく同じ原則および審査基準を使用しなければならない。

#### **アマチュア選手の定義**

アマチュア選手とは騎乗レッスンを行うことや第三者のために馬を調教すること、プロフェッショナルとして馬の売買／繁殖を行うことなど、馬術スポーツにて収入の大半を得ているのではない選手のこと、有効な乗馬インストラクター／トレーナーライセンスをもたず、プロのライダー／トレーナーとしての教育を受けていない者である。馬の売買や賞金を現金で受領することは、それが選手の主な収入源でない限り、禁止されるものではない。

#### **第2条 参加の条件**

##### **1. 登録**

選手はFEI登録が必要である。馬はFEI登録を行い、繋養国以外で競技出場する場合は有効なFEIパスポートかFEI認証カードを伴った国内パスポートが必要である。繋養国内でアマチュア競技会に出場する馬の場合は、FEIパスポートあるいはFEI認証カードは不要であるが、登録されており個体識別が可能でなければならない。

##### **2. アマチュア・ライセンス－出場資格**

選手は所属NFから付与された有効なアマチュア・ライセンスを有していなければならない。アマチュア・ライセンスは、毎年当該NFによる更新が必要である。NFは選手から提供されたデータをすべて検証する責任を負う。

アマチュア・ライセンスがNFから付与されるのは、騎乗レッスンを行うことや第三者のために馬を調教すること、プロフェッショナルとして馬の売買／繁殖を行うことなどにより馬術スポーツにて収入の大半を得ている者ではなく、有効な乗馬インストラクター／トレーナーライセンスをもたず、過去5年以内はプロのライダー／トレーナーとしての教育を受けておらず、現在もその職にはない旨の陳述書に署名した選手のみである。馬の売買や賞金を現金で受領することは、それが選手の主な収入源でない限り、禁止されるものではない。

以下の場合はアマチュア・ライセンスの付与はできないか、あるいは停止される：

- 前年に3回以上、国際ノン・アマチュア・グランプリ競技においてグランプリもしくはグランプリスペシャルに出場して、68%以上の成績を出している選手。この選手は2回目の成績を獲得した日から5年間はアマチュア・ライセンスを取得できない。

－過去5年間にグランプリレベルのFEIシニア大陸選手権大会、世界選手権大会、ワールドカップ・ファイナル、オリンピック大会の馬場馬術種目に出場した選手。

### 3. 選手の年齢

選手は26歳となる暦年の始めからアマチュア選手として競技出場できる。

### 4. 馬の年齢

FEI馬場馬術規程に準拠する。

## 第3条 馬場馬術課目

1. CDIAm : FEIグランプリ、グランプリスペシャル、自由演技グランプリを含むシニア課目。

2. どのレベルの課目を実施するか、自由演技課目を必須とするかは組織委員会の判断による。これについては実施要項への記載が必要である。3つまでの競技課目の実施が認められており、3つの競技課目が予定される場合は選択方式も可能である。

3. いかなる競技会においても同一の選手/馬コンビネーションは、以下に定義する同一レベルの競技にのみ出場できる（2つ以上、3つまでの競技課目）：

CDIAmブロンズ ツアー	セントジョージ 章典	インターメディ エイトI	自由演技インタ ーメディエイトI	
CDIAmシルバー ツアー	インターメディ エイトII	インターメディ エイトA	インターメディ エイトB	インターメディ エイトA/B
CDIAmゴールド ツアー	グランプリ	グランプリスペ シャル	自由演技グラン プリ	

3.1 可能な日程構成については第407条を参照。

## 第4条 馬具と装具

1. FEI馬場馬術規程を参照。

2. セントジョージ章典から自由演技インターメディエイトA/Bまでは、水勒頭絡あるいは大勒頭絡の使用が認められる。

3. グランプリレベルの競技では大勒頭絡の使用が必須である。

## 第5条 馬の頭数

すべてのアマチュア競技会において、選手が各競技で騎乗できる頭数は2頭に限定されるが、自由演技課目では各選手とも1頭の馬にのみ騎乗できる。

選手はいかなるWDRLポイントも獲得できず、またいかなる出場資格要件も満たすことはできない。

#### 第6条 審判員／競技場審判団

アマチュア競技は3名以上の審判員で審査を行うものとする。競技場審判団メンバーはすべて組織委員会がFEI審判員リストから選任する。少なくとも1名の国籍が異なる外国人審判員が必要である。

#### 付則4 ダービー

1. 互いに馬を交換して競うダービーを行うことができ、FEI承認の実施要項への記載が必要である。
2. 1つか2つの予選競技（実施要項に明記）から上位3組の人馬コンビネーションが出場でき、またその出場が義務づけられる。
3. 鞍や頭絡、銜を替えることは認められない。
4. 馬には常に同じ鞍と頭絡、銜を用いて騎乗しなければならない。
5. どの馬にも各選手が騎乗するが、まずはその馬を所有する選手が騎乗し、その後は抽選で決まった順番に他の選手が騎乗する。
6. このクラスは世界ランキングリストにはカウントされない。選手は、予選競技で別の選手が騎乗した馬にて出場することもできる。
7. いずれのウォームアップも10分間を超えてはならない。

#### 付則5 制裁措置－要約

掲載されている制裁措置に加え、FEI一般規則に従って該当機関により他の制裁措置が科される場合もある。

条項番号	条項抜粋	制裁措置
416	同一競技会において、前の競技から参加資格を得て最大数の選手が出場できる競技については、出場辞退した選手に代わり次点の選手が出場する。このような出場辞退と交代は、組織委員会が競技場審判団長に報告しなければならない。これを怠った場合はイエローカードが出される。	イエローカード

418	選手／馬は競技で演技を行う場合か、あるいは組織委員会の裁量によりメインアリーナがトレーニング用に開放される場合を除き、いかなる場合も競技用アリーナを使用してはならず、これに違反した場合は失格となる（下記参照）。	失格
424	アリーナ周囲スペースに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツ／バンテージを装着したまま、もしくは規定外の服装（例：手袋をしていない）で入場すること	0.5%の減点
424	馬場馬術アリーナに鞭をもって、あるいは馬の肢にブーツ／バンテージを装着したまま、もしくは規定外の服装（例：手袋をしていない）で入場すること	0.5%の減点
424	ベルの合図前にアリーナへ入場すること	0.5%の減点
424	ベルが鳴ってから45秒以内にアリーナへ入場しなかったものの、90秒以内には入場した場合	0.5%の減点
424	自由演技で、音楽開始から30秒を超えて入場した場合	0.5%の減点
424	繰り返し声や舌鼓を使用すること	0.5%の減点
424	選手が敬礼時に片手で手綱をとらなかった場合	0.5%の減点
424	自由演技課目が審査用紙に規定された時間よりも長いか短い場合は、芸術性の得点から0.5%ポイントが差し引かれ、その他の技術的過失については各過失につき0.5%ポイントが技術性の得点から差し引かれる。	0.5%の減点
424	出場が義務づけられた競技に正当な理由なく参加しない選手は、当該競技会にてそれよりも前に出場した競技での順位と賞金を失い、失格となる。	失格
424	どの「経路違反」あるいは課目／実施の誤りもベルが鳴らされた場合あるいは鳴らされない場合に拘わらず、前述例を除いて減点しなければならない。 1回目の違反：（各審判員につき）合計得点率から2%減点 2回目の違反：失権	1回目の違反： （各審判員につき）合計得点率から2%の減点 2回目の違反： 失権
424	ヤングホース課目、チルドレン、ポニー、ジュニア課目での最初の経路違反は合計得点率から0.5%が差し引かれ、2回目の違反は1%の減点、3回目の違反で失権となる。	1回目の違反： 合計得点率から0.5%の減点 2回目の違反： 合計得点率から1%の減点 3回目の違反： 失権

424	著しい跛行が見られる場合、C地点審判員は選手に失権を通告する。この決定に対して上訴はできない。	失権
424	いかなる反抗も、20秒を超えて演技を中断させた場合は失権となる。しかしながら選手や馬、役員あるいは観客に危険がおよぶと思われる反抗については、安全上の理由から20秒よりも早い時点で失権となる。これは馬場馬術アリーナへの入場前の反抗についても適用する。	失権
424	人馬転倒あるいは選手が落馬した場合、当該選手は失権となる。	失権
424	課目の開始から終わりまでの馬場馬術競技中に、馬の四肢すべてがアリーナから出てしまった場合は失権となる。	失権
424	音声や合図など外部からのいかなる援助（イヤフォンおよび／または電子通信機器を含む）も、不正もしくは許可されていない援助と見なされる。不正もしくは許可されていない援助を受けた場合、当該人馬コンビネーションは失権となる。	失権
424	演技中にC地点審判員が馬体のいずれかの部位に鮮血があると疑った場合、同審判員はその馬を止めて確認する。当該馬に鮮血が認められた場合は失権となる。失権は最終判断である。同審判員が確認して鮮血でないことが明らかになれば、当該馬は演技を再開して課目を終えることができる。	失権
424	FEIスチュワードが演技終了後の点検時に馬の口あるいは拍車があたる部位に鮮血を認めた場合、同スチュワードはC地点審判員にこれを伝え、同審判員は当該人馬を失権とする。	失権
424	FEIスチュワードが演技終了後の点検時に、馬体の他の部位（即ち、馬の口あるいは拍車があたる部位以外）に鮮血を認めた場合、同人馬が自動的に失権となることはなく、FEI獣医師が診察し、当該馬の競技継続適性についてFEIチーフスチュワードとC地点審判員に助言する。C地点審判員が競技継続の適性がないと判断した場合、当該馬は当該競技会にてそれ以降の競技あるいは課目に出場することは許可されないが、既に終了している競技あるいは課目にて当該選手／馬コンビネーションが獲得した成績は有効であり、成績／ランキングにカウントされる。	それ以降の競技への参加が認められない。
424	演技中に怪我をして演技終了後に出血し始めた場合はFEI獣医師が次の競技前に検査を行い、その馬に翌日以降の競技会にて競技継続適性があるかを判断する。FEI獣医師の判断は上訴の対象とならない。	それ以降の競技参加は認められない。

424	人馬コンビネーションが競技課目で求められているレベルの運動を行えない場合	失権
424	演技が馬のウェルフェアに反し、そして／または虐待となる騎乗を呈している場合	失権
424	人馬コンビネーションがベルの合図から90秒以内に競技用アリーナへ入場しない場合。ただし、正当な理由（正当な理由とは例えば落鉄など）がC地点審判員に通知された場合を除く。	失権
427	表彰式：注意を怠ったり、無責任な行動に対してはイエローカードが出されることがある。	イエローカード
431と一般規程	保護用ヘッドギア規定を順守しない場合（一般規程を参照）	イエローカード
434	イヤフォンおよび／または他の電子通信機器をFEI馬場馬術競技において演技中に使用することは厳格に禁止され、これを使用した場合は失権となる。	失権
434	装具 トレーニング、ウォームアップおよび競技においてマルタンガール、胸あて、ビットガード、あらゆる装具（ベアリングレーン、サイドレーン、ランニングレーン、バランスレーン、ネーザルストリップなど）、および馬の視界を妨げるあらゆる形態のプリンカーもその使用は厳しく禁止され、これに違反した場合は失権となる。	失権
434	人工の尾／長く見せるために付ける尾の使用が認められる。（ホックや紐穴を除いて）人工の尾に金属部分があってはならず、また重りを付けてもいけない。ランダムチェックが行われ、本規定違反はイエローカードが出され、失権となる。	失権
434	馬に耳栓を使用することは禁止であるが、安全上の理由からホースインスペクションと表彰式においては許可される。ランダムチェックが行われ、本規定違反はイエローカードが出され、失権となる。	イエローカード ／失権
434	馬に人工的な飾りを施すことは認められない。馬体のいかなる部位にも塗料を塗ることは認められず、傷あるいは怪我の存在を隠すために使用することも許可されない。馬に人工的な飾りを施すことは認められない。馬体のいかなる部位にも塗料を塗ることは認められず、傷あるいは怪我の存在を隠すために使用することも許可されない。ランダムチェックが行われ、本規定違反はイエローカードが出され、失権となる。	イエローカード ／失権

434	馬の口周囲に何らかの物質（シェイビングクリームなど「マシュマロフラフ」様のもの）を使用して泡立ちを模すことは厳しく禁止される；本規定違反はイエローカードが出され、失権となる。	イエローカード ／失権
439	公式なトレーニング用馬場以外のエリアで馬を調教することは、いかなる場合も認められない。スチュワードが監視できない場所でのスクーリングは許可されない。本規定違反はイエローカードが出され、失権となる。	イエローカード ／失権
442	FEI承認の実施要項に基づく厩舎の公式開場以降、また競技会期間中を通して、選手が参加申込している馬／ポニーに選手以外の人物が騎乗することはできず、これに違反した場合は失格となる。	失格